

消費税インボイス制度導入による 農業者への影響について

農業者向け説明資料

令和4年12月

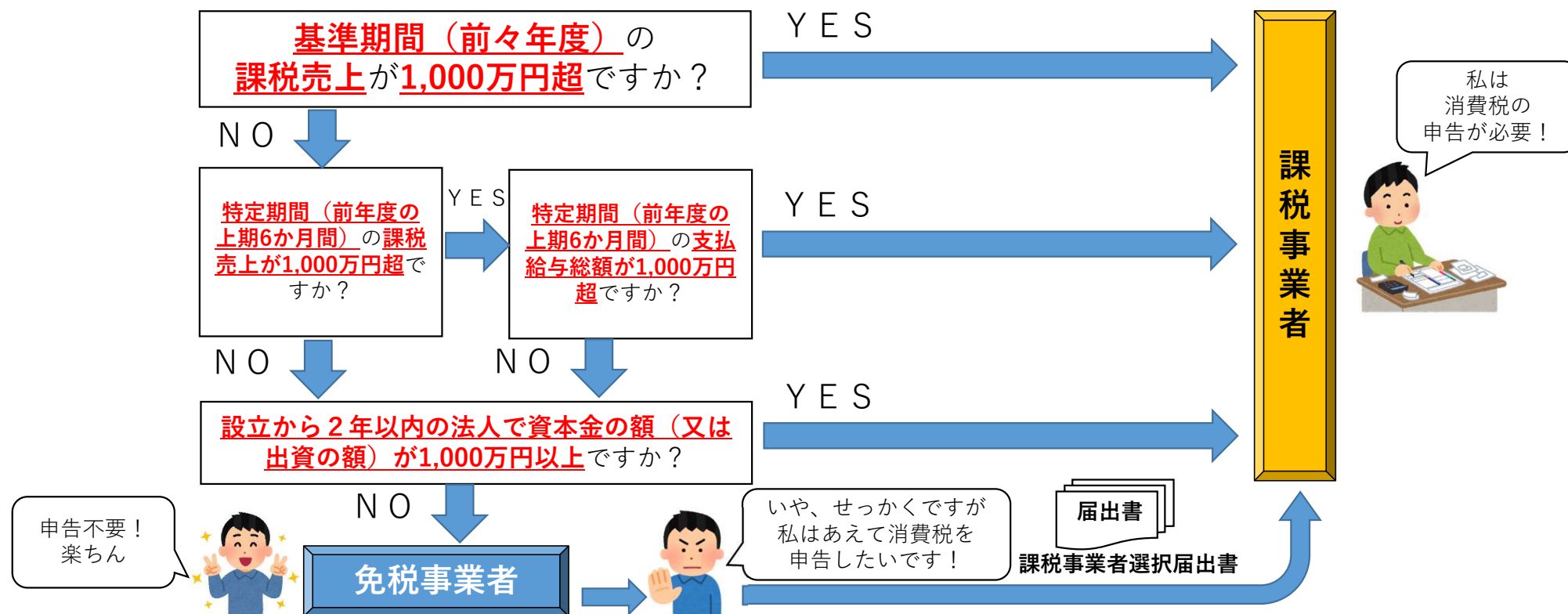
J A新潟中央会 担い手支援室

目次

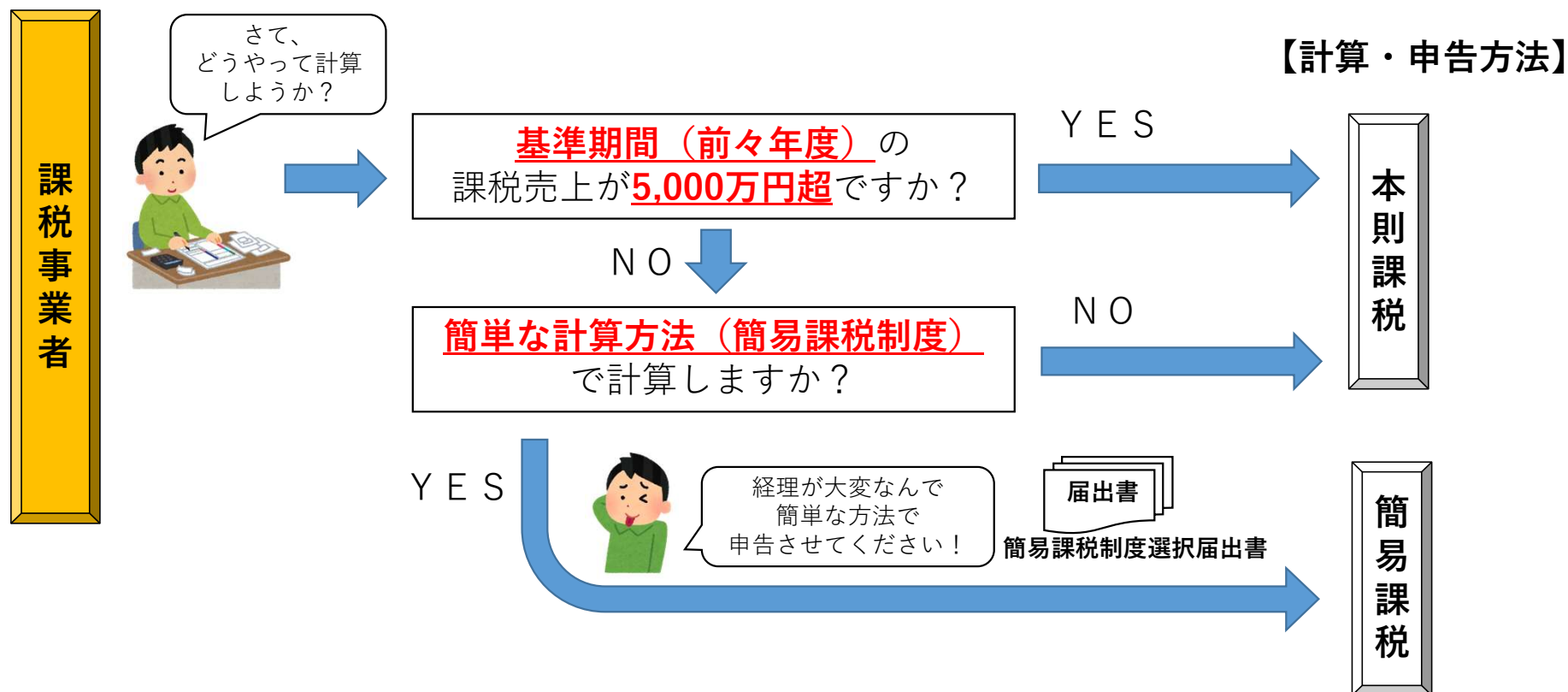
1. はじめに（消費税の申告・計算方法の確認）	．．．．． P 3
2. インボイス制度の概要	．．．．． P 8
3. インボイス制度導入に伴う農業者の留意点	．．．．． P 16
(1) 資材の購入等、農業者が「買い手」の立場の場合	．．．．． P 16
(2) 農産物の販売等、農業者が「売り手」の立場の場合	．．．．． P 18
(3) 農協特例	．．．．． P 19
(4) 卸売市場特例	．．．．． P 22
(5) 農産物直売所の取引	．．．．． P 24
(6) 家畜市場への影響について	．．．．． P 38
(7) 農作業の委託	．．．．． P 40
(8) 農業機械・施設等の借り入れ	．．．．． P 42
(9) 従事分量配当制の農事組合法人への影響	．．．．． P 44
(10) 任意組合の取引への影響	．．．．． P 46
(11) 中古農機の買取	．．．．． P 48
4. 経過措置と今後の対応	．．．．． P 49

1. はじめに（消費税の申告・計算方法の確認）

事業者は、大きく分けて消費税の申告の必要のない「**免税事業者**」と、消費税の申告の必要のある「**課税事業者**」の2つの事業者に分かれます。

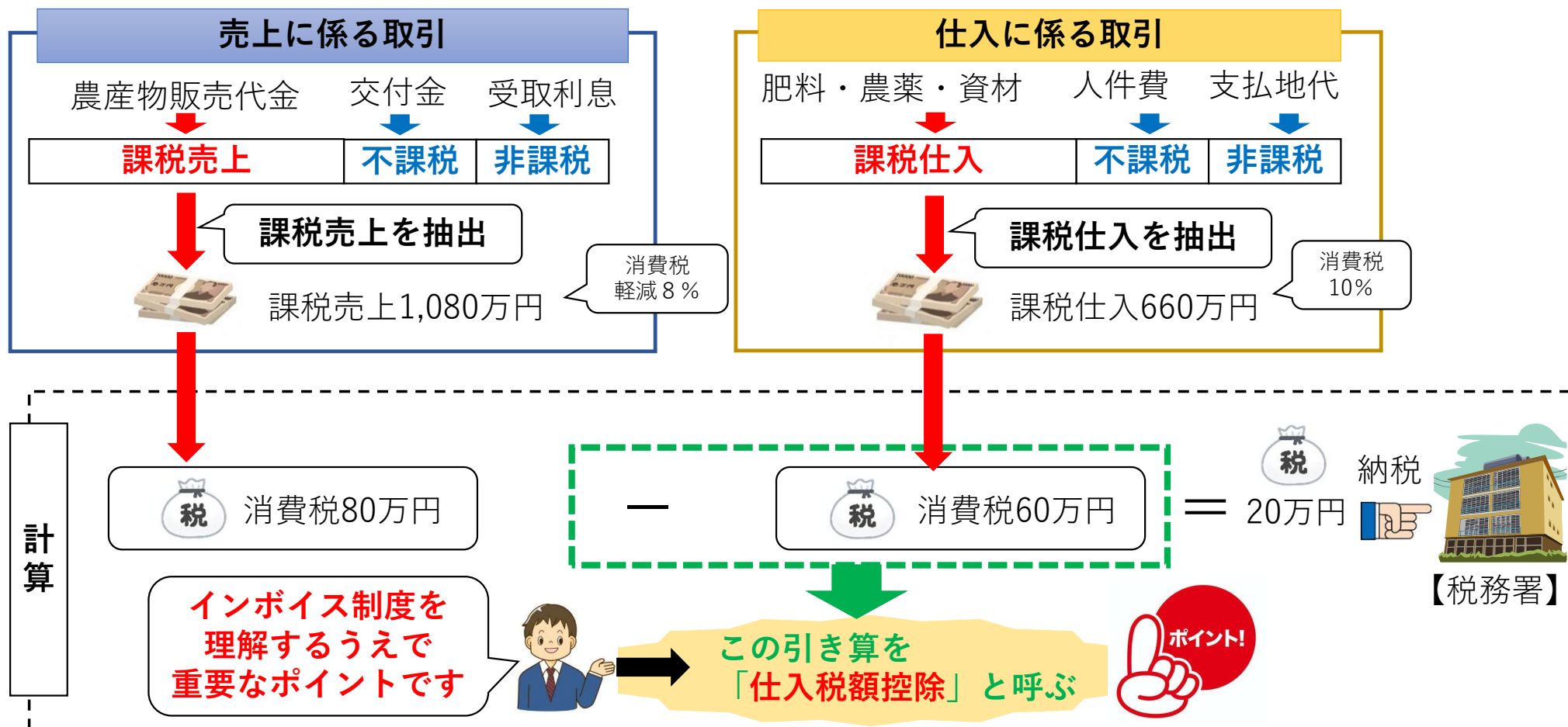


また、「**課税事業者**」の計算・申告方法については「**簡易課税**」と「**本則課税**」の、2つの方法があります。



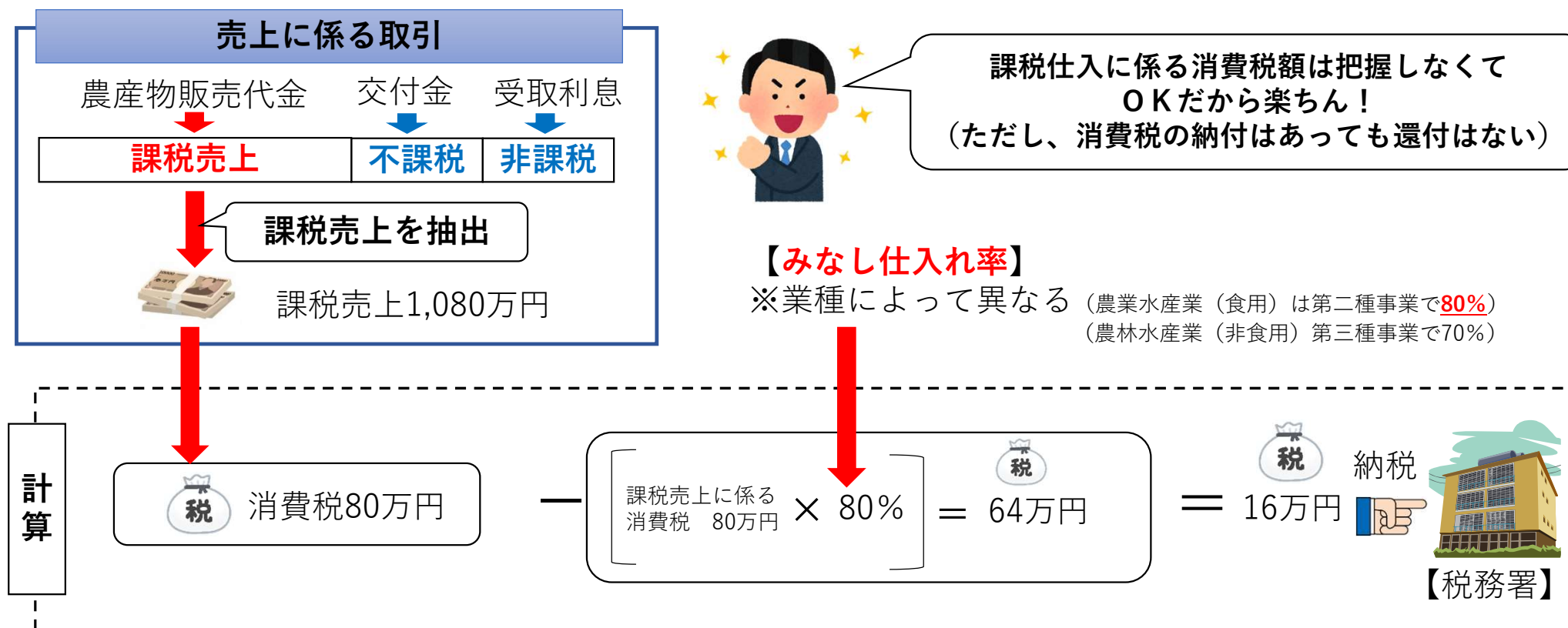
本則課税

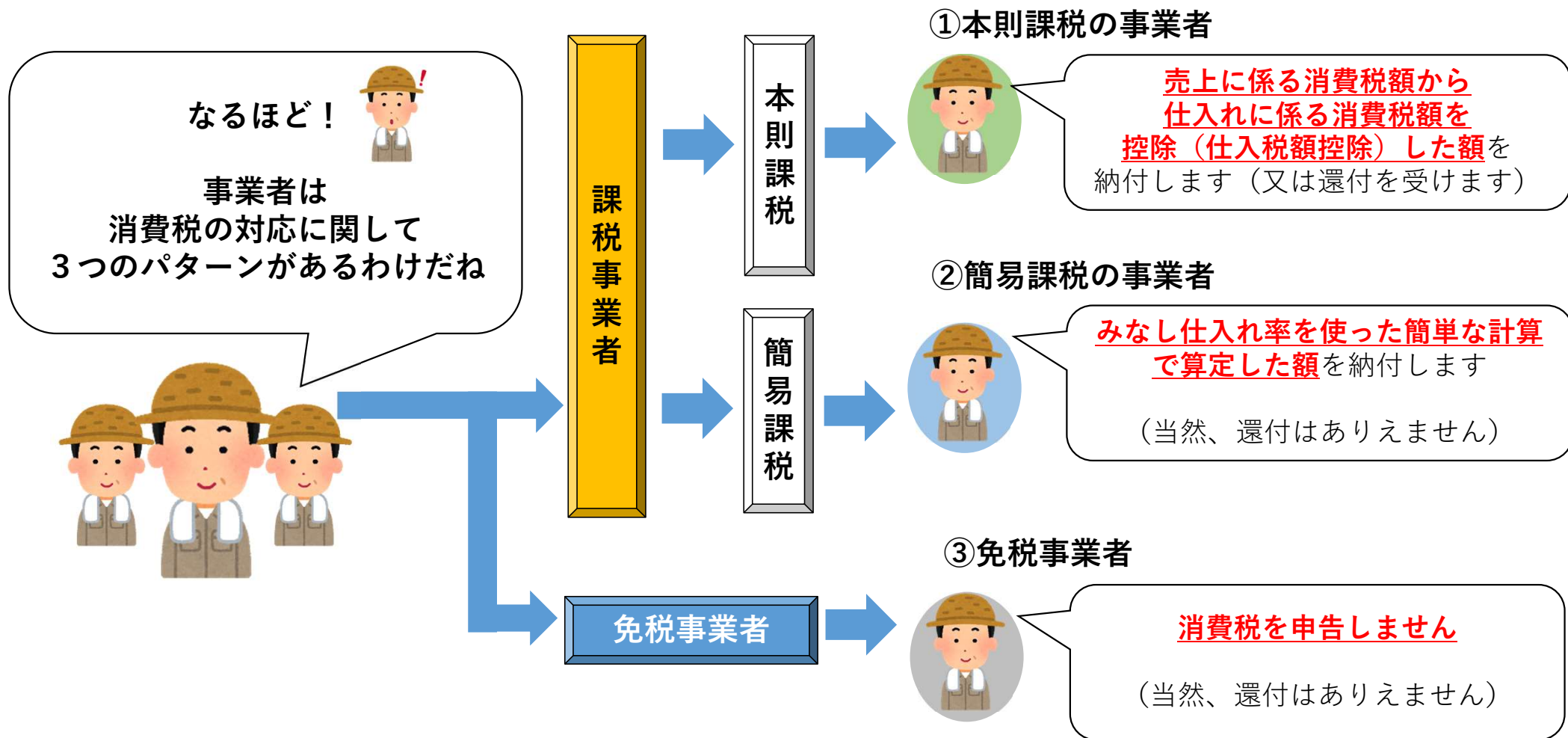
「**本則課税**」の計算方法は、「課税売上に係る消費税額」から、「課税仕入に係る消費税額」を差し引いて計算します。この引き算を「**仕入税額控除**」と呼びます。



簡易課税

「**簡易課税**」の**計算方法**は、「課税売上に係る消費税額」だけを把握し、そこに業種別の「**みなし仕入れ率**」を乗じた額を「課税売上に係る消費税額」から**引き算**します。

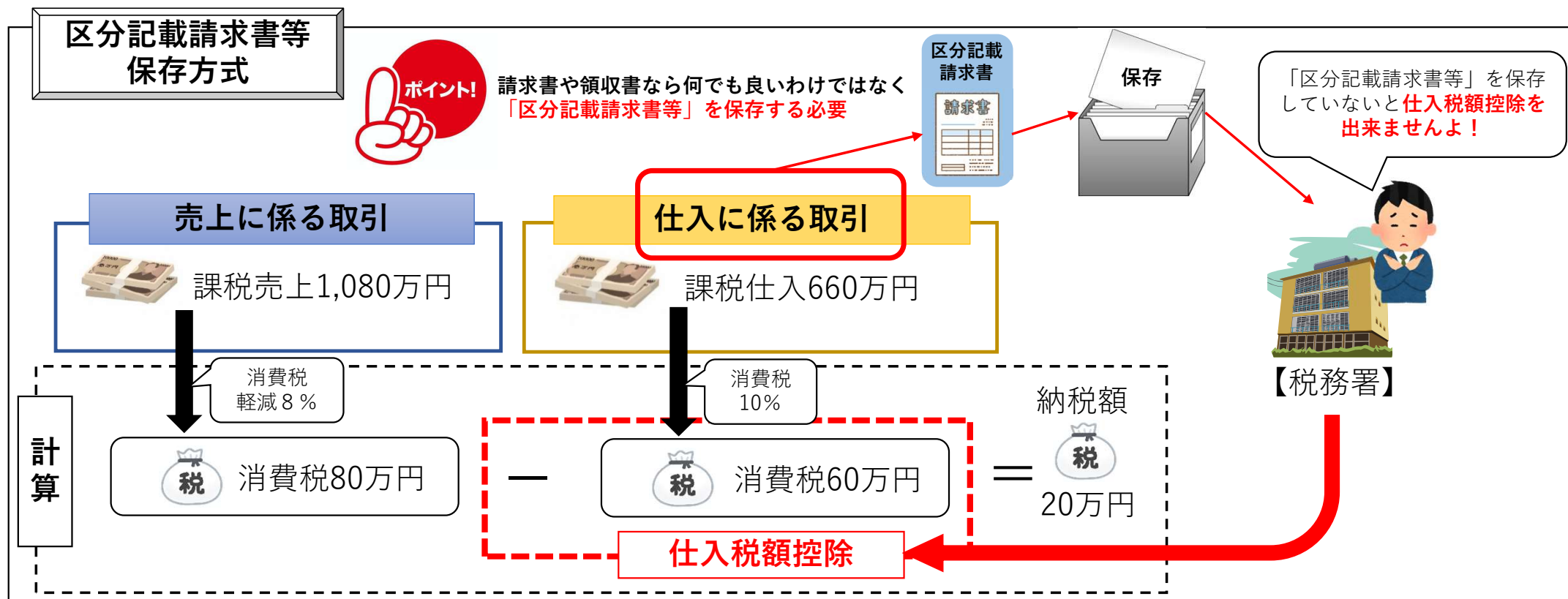




2. インボイス制度の概要

現在、**消費税の本則課税の計算**の際に**「仕入税額控除」**をするためには、その根拠資料が請求書や領収書なら何でも良いというわけではなく、**「区分記載請求書等の保存」**が要件になっています。

これを**「区分記載請求書等保存方式」**と呼びます。



補足説明



ところで…
「区分記載請求書」って何？



令和元年10月1日の**消費税軽減税率制度導入後**、請求書や領収書（レシート）に、

- ①「税率毎に合計した取引額」
 - ②「軽減税率対象品目である旨」
- の表示があるものを見かけますよね？

これが「区分記載請求書」です。



◆◆ 様 請求書		
○年○月○日		
●●農園		
化粧箱	1 個	550円
果物	(※) 1 袋	3,240円
合計		3,790円
		(10%対象 550円)
		(8%対象 3,240円)
※印は軽減税率対象品目		

①税率毎に合計した
取引金額

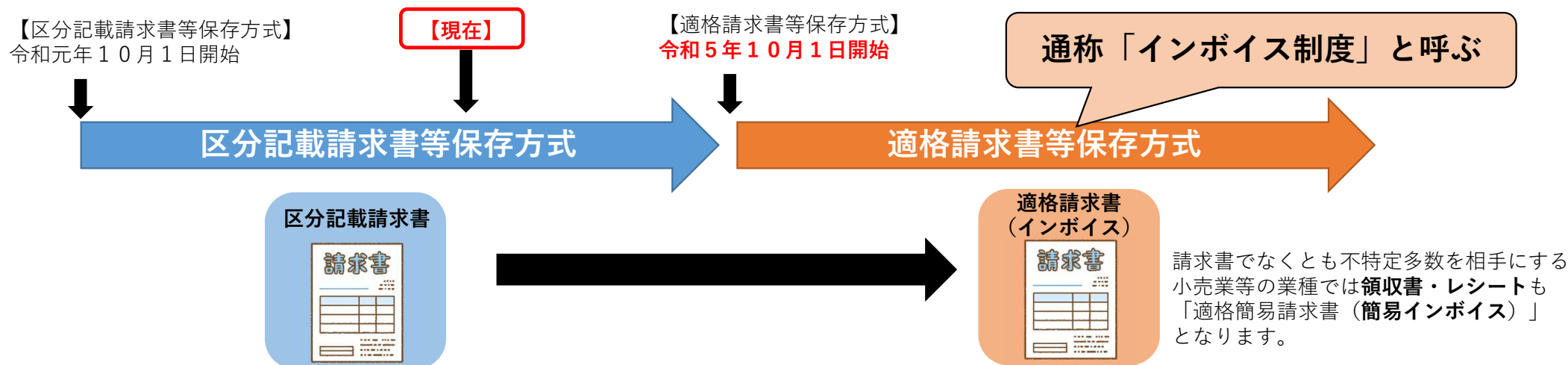
②軽減税率対象品目
である旨



確かに！
令和元年頃から、請求書や領収書（レシート）
の記載が変わったものを見かける！

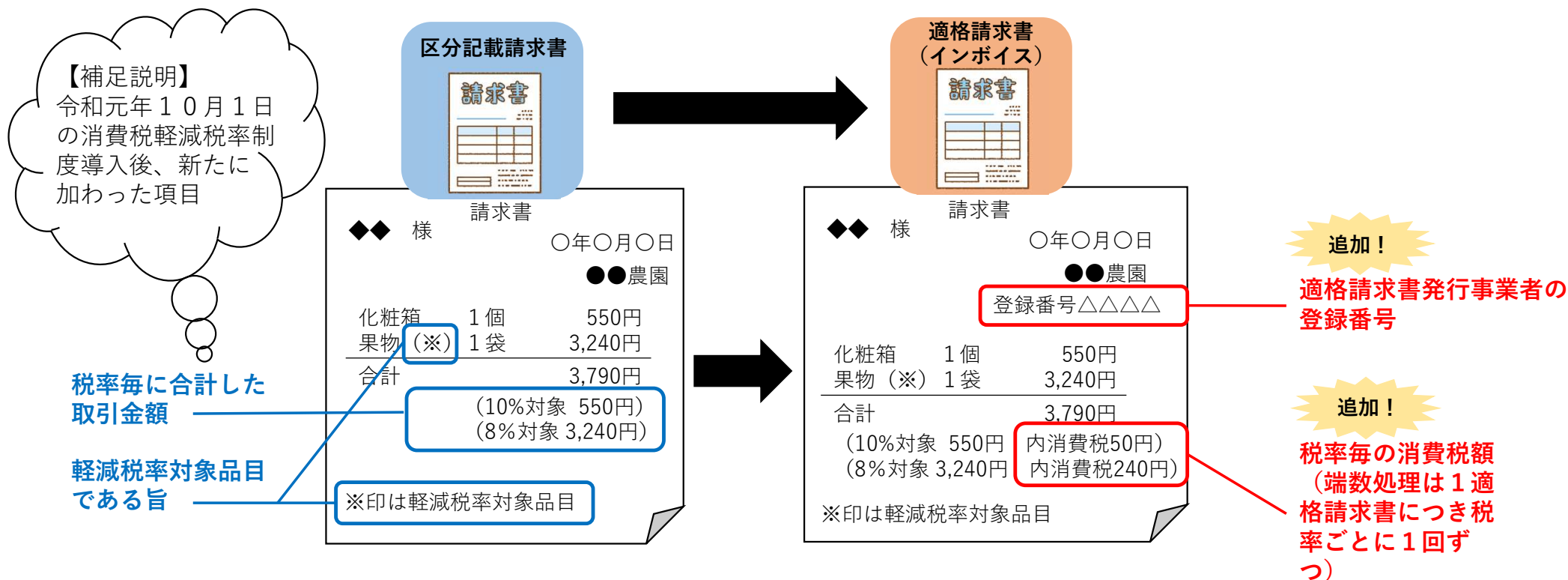
この正式名称が「区分記載請求書等」か！

令和5年10月1日から は、消費税の本則課税の計算の際に「仕入税額控除」をするためには、「区分記載請求書等」に代わって、「適格請求書等（インボイス）の保存」が要件となります。
これを「適格請求書等保存方式（通称インボイス制度）」と呼びます。



つまり、本則課税の事業者は、令和5年10月1日以降は、保存すべき請求書等が変わるということだね！

「適格請求書（インボイス）」には、従来の「区分記載請求書」の記載事項に加えて「**税率毎の消費税額**」「**適格請求書発行事業者の登録番号**」の記載が追加されます。



ポイント！

つまり、請求書等の**記載内容が2つ増える**ということだね！



本則課税の事業者

なーんだ、
保存する請求書や領収書
の記載が変わるだけか…



簡易課税の事業者



免税事業者

なーんだ、
仕入税額控除しないから
俺たち関係ないや…



残念ながら、それだけの単純な話ではありません…



- ①「適格請求書（インボイス）」を発行できるのは、
税務署に届出をした事業者（「適格請求書発行事業者」）だけです。
※免税事業者は届出すると課税事業者になります。



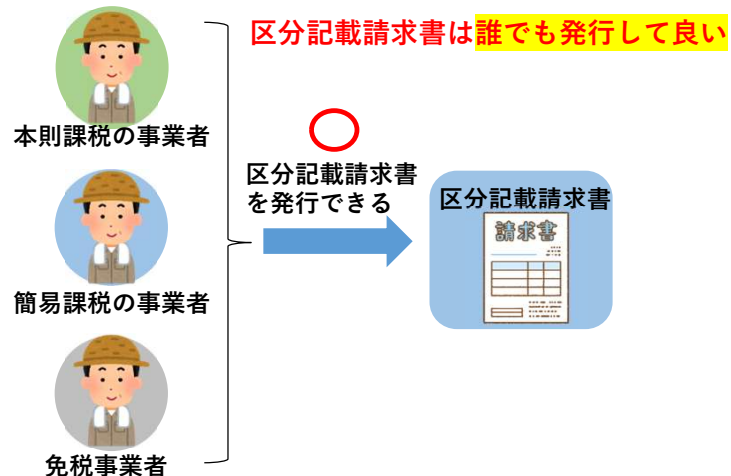
- ②適格請求書発行事業者は、本則課税の課税事業者である取引先から
「適格請求書（インボイス）」の発行を求められたら発行することが義務化されます。



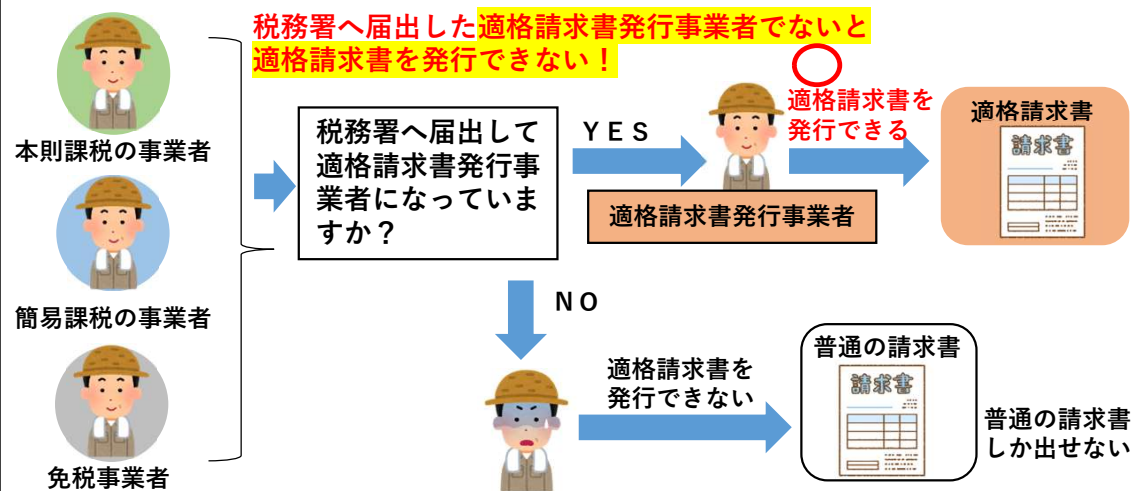
えっ！
届出が必要？義務化？

区分記載請求書等保存方式

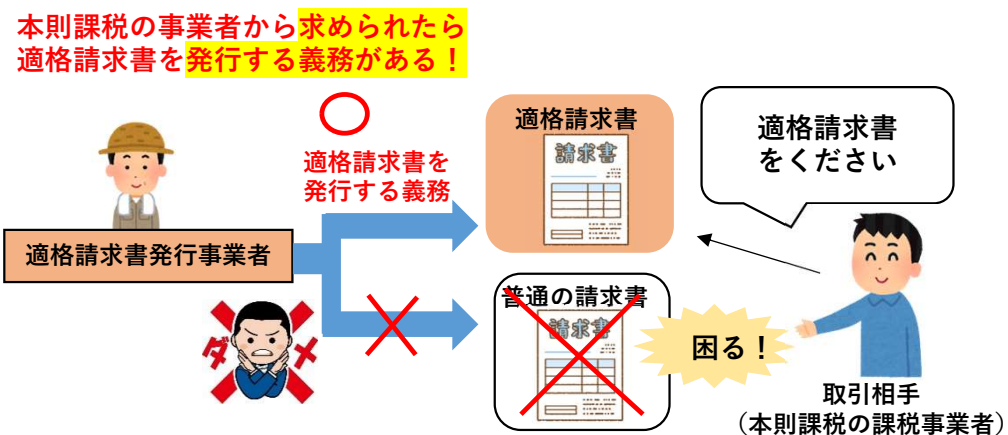
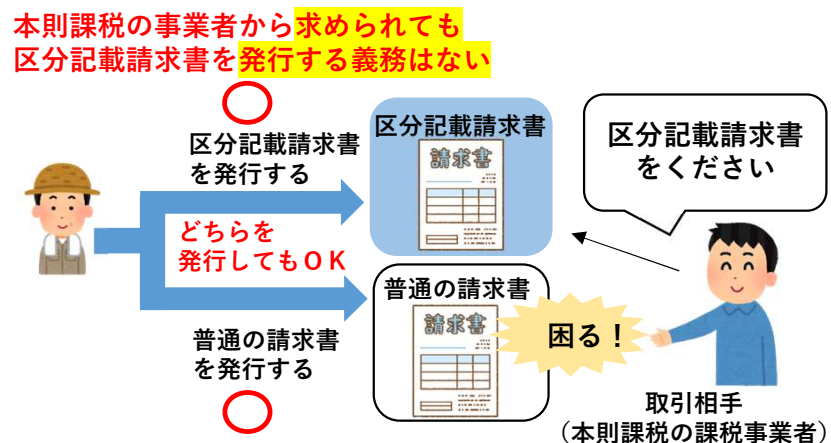
発行できる人

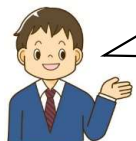


適格請求書等保存方式（インボイス制度）



発行する義務





「区分記載請求書等保存方式」と、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の違いを一覧にすると、以下のとおりです。

	区分記載請求書等保存方式 令和元年10月1日～令和5年9月30日	適格請求書等保存方式 （インボイス制度） 令和5年10月1日～
仕入税額控除の要件	区分記載請求書の保存が必要	適格請求書（インボイス）の保存が必要
請求書等への記載項目	①発行者の名称 ②取引年月日 ③取引内容 ④取引金額 ⑤交付を受ける者の名称 ⑥軽減税率の対象品目である旨 ⑦税率毎に合計した取引金額	①発行者の名称 ②取引年月日 ③取引内容 ④取引金額 ⑤交付を受ける者の名称 ⑥軽減税率の対象品目である旨 ⑦税率毎に合計した取引金額 ⑧税率毎の消費税額（端数処理は1 適 格請求書につき税率ごとに1 回ずつ） ⑨適格請求書発行事業者の登録番号
発行できる人	どの事業者も「区分記載請求書」を 発行できる	課税事業者のうち適格請求書発行事業者 として登録した事業者のみ 「適格請求書」を発行できる
発行する義務	本則課税の事業者から求められた 場合でも「区分記載請求書」を発行する義務は ない	本則課税の事業者から求められた 場合は「適格請求書」を発行する 義務がある



なお、インボイス制度にはいくつかの「例外」があります

< 交付義務の免除（交付が困難な取引） >

- ①公共交通機関である船舶、バス、又は鉄道による旅客の運賃（3万円未満に限る）
- ②自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等（3万円未満に限る）
- ③郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る）
- ④出荷者が**卸売市場**において行う**生鮮食品等の譲渡**【**卸売市場特例**】
（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る）
- ⑤**生産者が農協、漁協又は森林組合等に委託**して行う**農林水産物の譲渡**【**農協特例**】
（無条件委託方式、かつ、共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る）

< 交付方法の特例（委託販売等における特例） >

- ⑥業務を委託する事業者が、**媒介者を介して行う取引**の場合、**委託者・媒介者双方が適格請求書発行事業者**である場合には、**委託者に代わって媒介者が**自己の氏名・登録番号を記載した適格請求書を発行することができる。【**媒介者特例**】



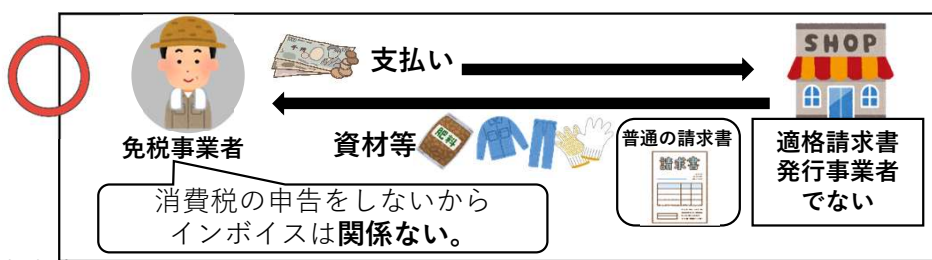
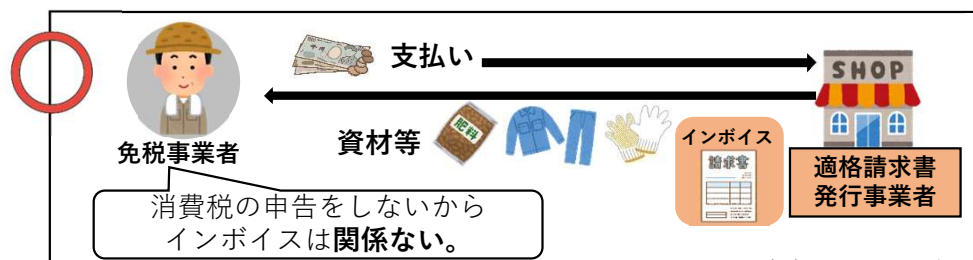
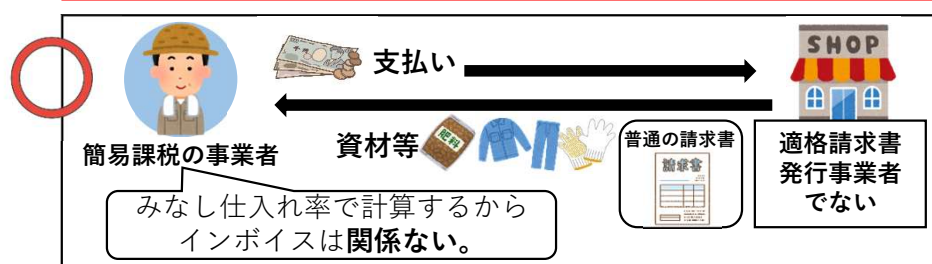
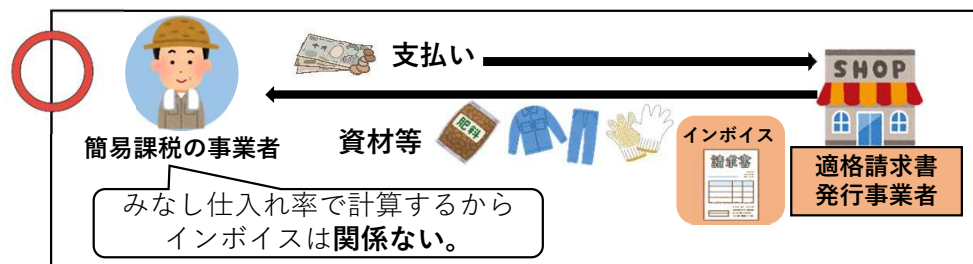
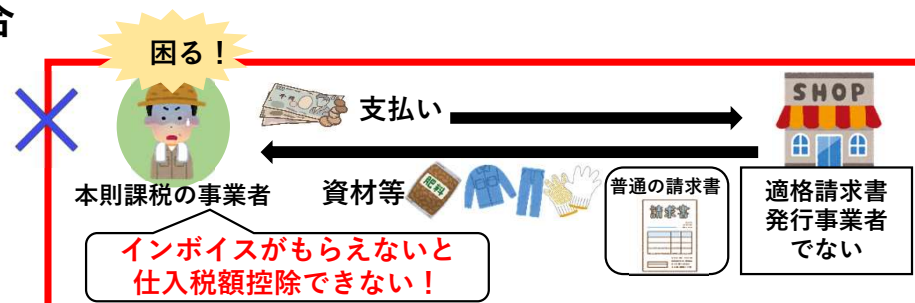
この中で、**農業者の皆さんに特に関係する④⑤⑥については後段で説明します。**

3. インボイス制度導入に伴う農業者の留意点



まずは、農業を営む上での基本的な取引についての影響を考えてみましょう。

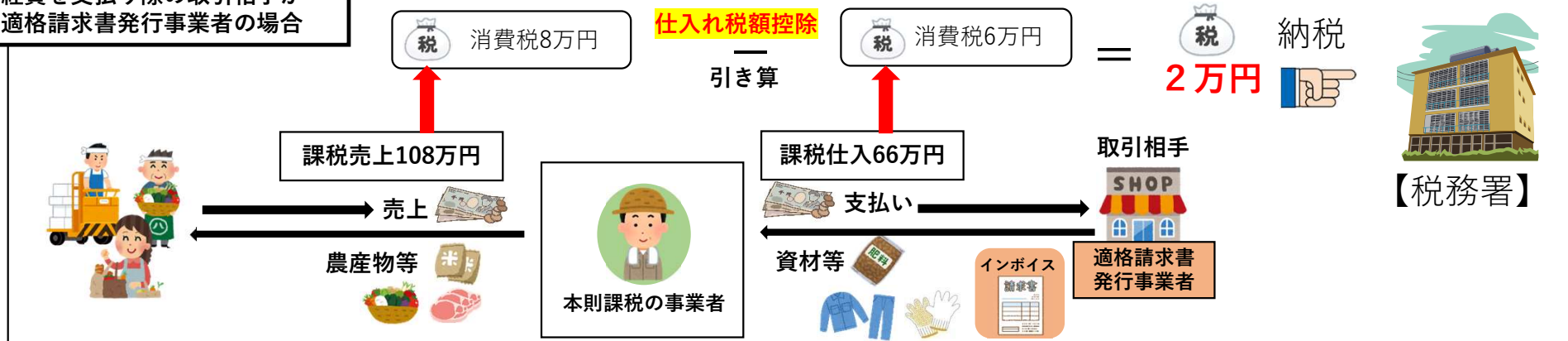
(1) 資材の購入等、農業者が「買い手」の立場の場合



補足説明

農業者が「本則課税の事業者」の場合、取引相手が適格請求書発行事業者か否かで、消費税の計算に以下のような影響がでますので、**取引相手の選定に留意**してください。

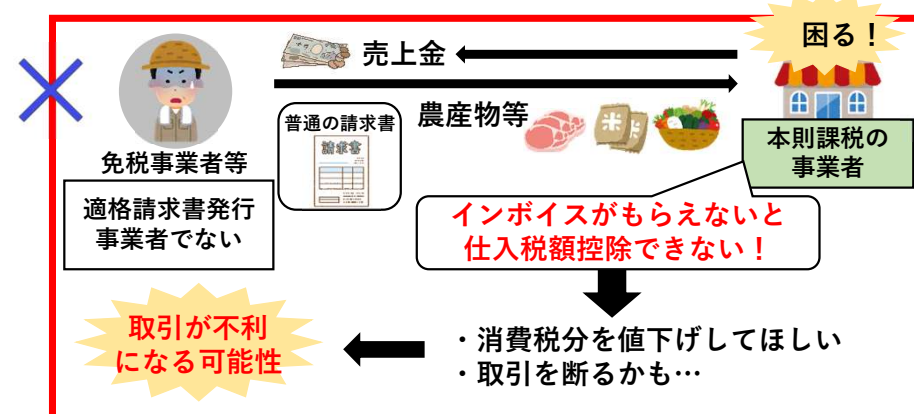
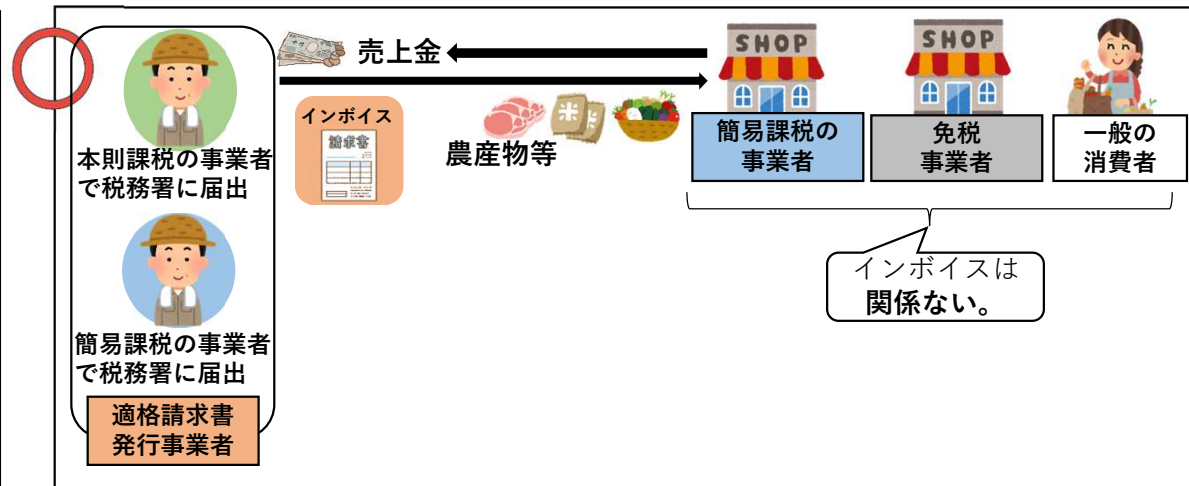
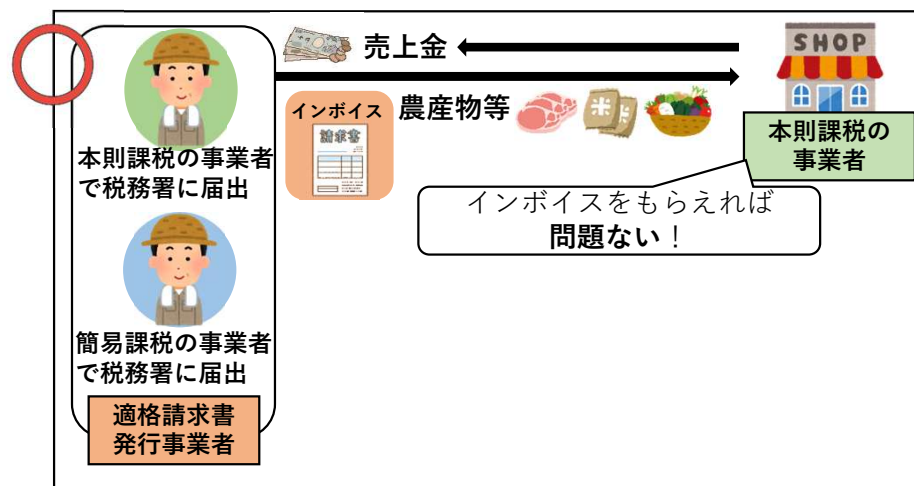
経費を支払う際の取引相手が
適格請求書発行事業者の場合



経費を支払う際の取引相手が
適格請求書発行事業者でない場合



(2) 農産物の販売等、農業者が「売り手」の立場の場合



(注) 本則課税、簡易課税の農業者であっても、自動的に「適格請求書発行事業者」になるわけではありません。
税務署に届出をしないと「適格請求書発行事業者」になれませんので注意してください。



次に、JAに農産物の販売を委託した場合について考えてみましょう。

(3) 農協特例

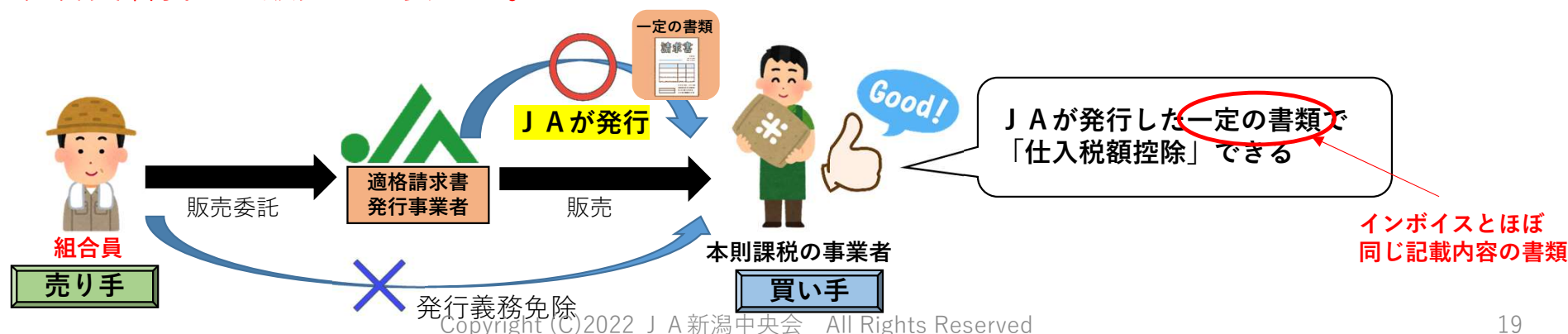
JAへ販売委託した米は「**無条件委託方式**」かつ「**共同計算方式**」により販売されることが一般的です。

- ①無条件委託方式…売値、販売時期、販売先などの条件を付けずに委託する
- ②共同計算方式……一定期間における販売額を平均価格により精算する

この2つの要件を満たす委託販売の場合、売り手と、買い手が1対1で紐づかない取引になるので、売り手が買い手に適格請求書を発行することが困難です。

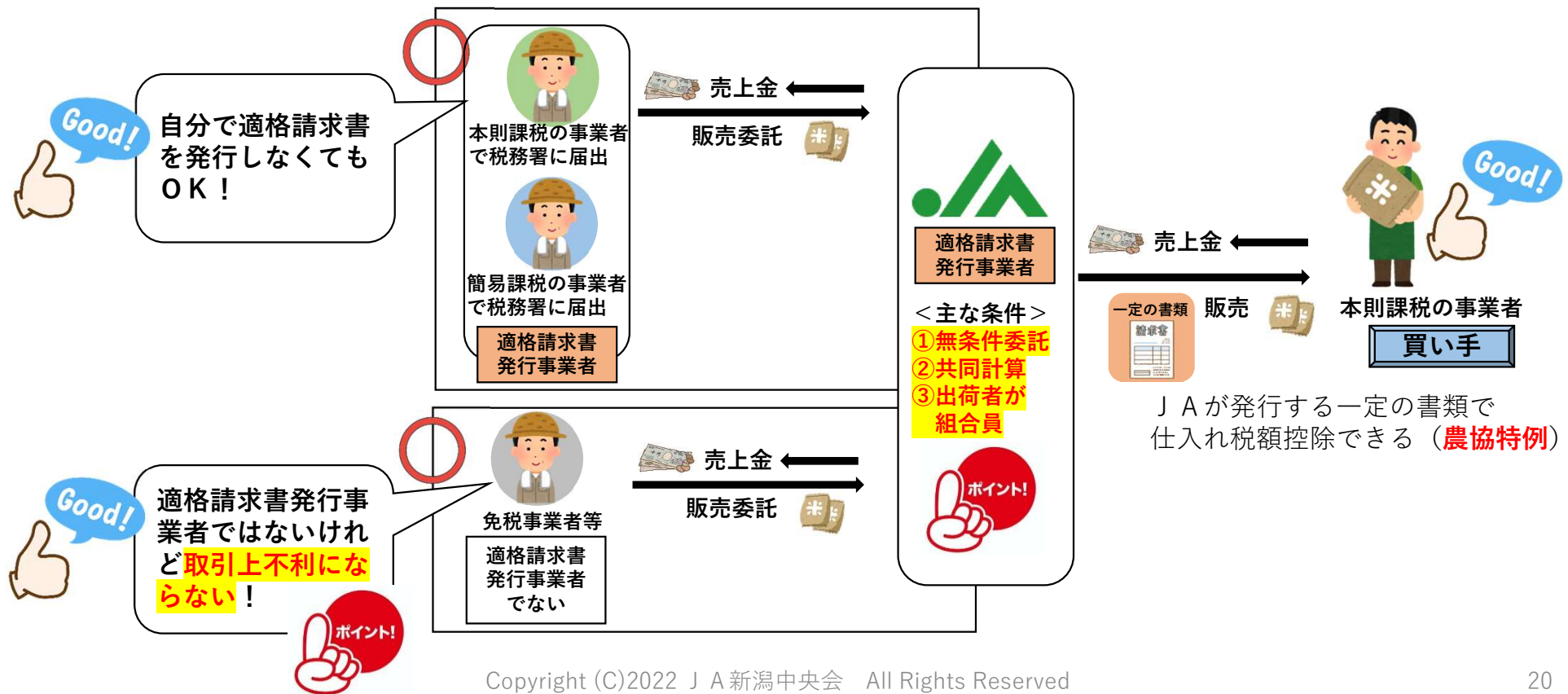
そのため、**売り手（組合員）の適格請求書発行義務を免除し、JAが発行する一定の書類により買い手が「仕入税額控除」**することを認めることとなっています。**これが「農協特例」**です。

※非組合員（組合員家族含む）を含む共計は農協特例の対象外となるため、非組合員の方は、組合員加入や組合員名義での販売が必要です。



「農協特例」の場合、「買い手」はJ Aが発行する一定の書類で「仕入税額控除」を行うため、その農産物を生産した組合員が「適格請求書発行事業者」か否かは関係ありません。

そのため、農協特例によって販売する場合については、組合員が適格請求書発行事業者でなくても、取引上不利にはならないので安心してください。

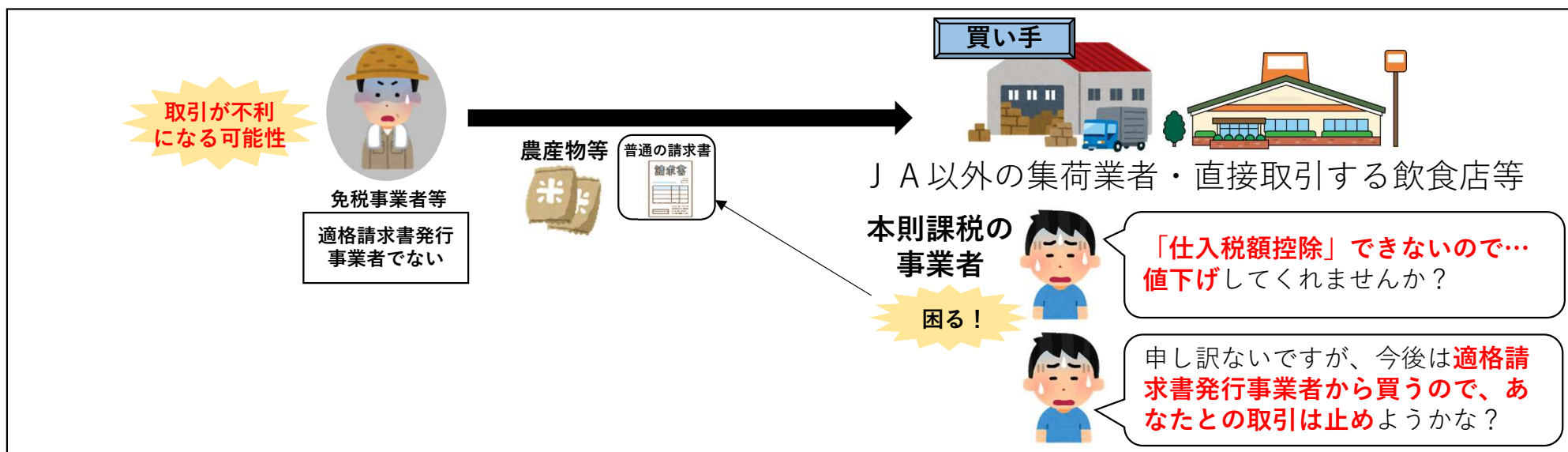


参考

ＪＡ以外の集荷業者や、農産物を直接取引する飲食店等の事業者は「買取」が一般的です。

当然のことながら「農協特例」は適用できません。

「買い手」が適格請求書を必要とする「本則課税」の事業者の場合、免税事業者等の適格請求書発行事業者でない農業者が取引する際には、不利になる可能性も考えられますので留意してください。



(注) 上記の「取引が不利になる可能性」は、あくまでも一般論としての「可能性」です。

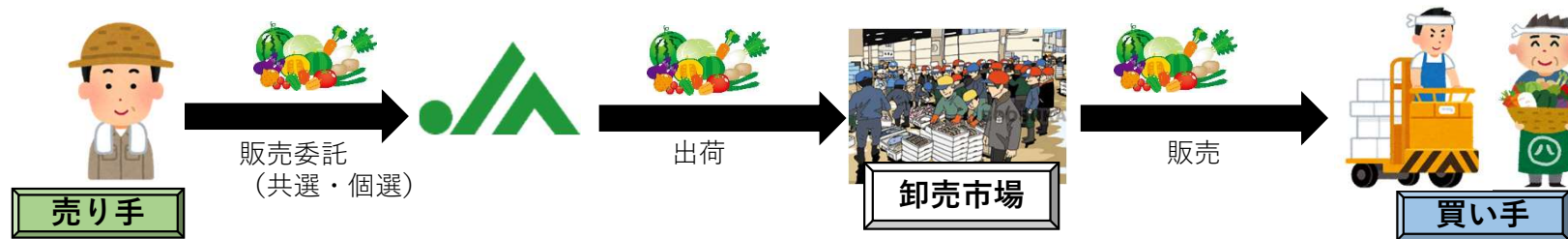
買い手側がどのような対応を考えるかは個々の取引条件によりケースバイケースです。

例えば、買い手側が「仕入税額控除が出来なくとも、どうしてもあなたの農産物が欲しい」となれば、適格請求書発行事業者でなくとも取引上何ら不利になることはないでしょう。

なお、売り手、買い手の双方が納得の上で買い取り価格を引き下げることが独禁法上問題ない旨、公正取引委員会等から見解が示されています。

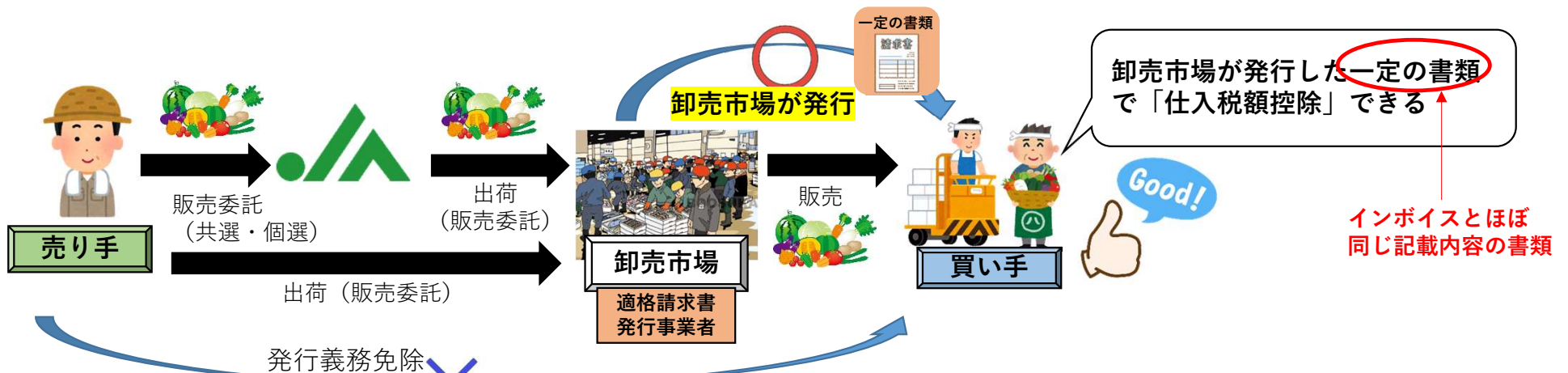
(4) 卸売市場特例

J A へ販売委託した野菜等は、**卸売市場を通して**卸等の実需者に販売することが一般的です。



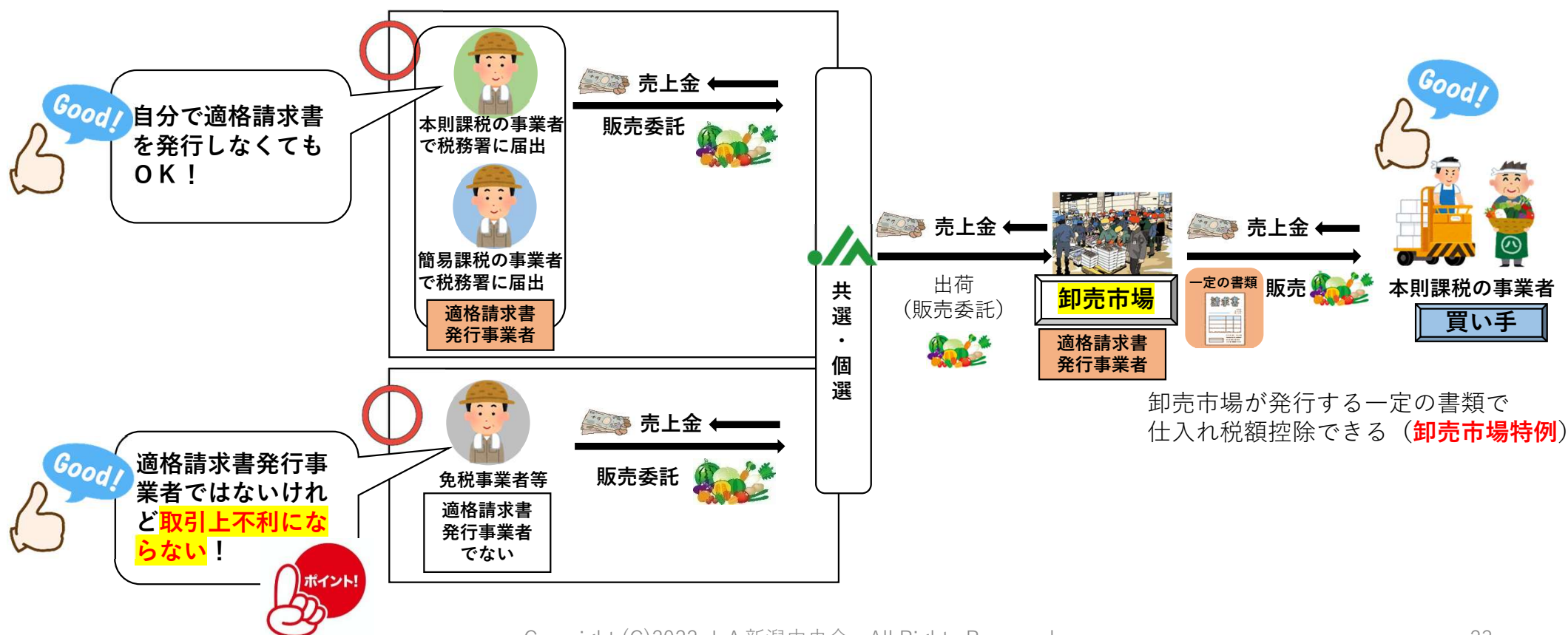
卸売市場を通した販売の場合、**売り手が買い手に適格請求書を発行することが困難**です。

そのため、**売り手（農業者）の適格請求書発行義務を免除**し、**卸売市場が発行する一定の書類により買い手が「仕入税額控除」**することを認めることとなっています。**これが「卸売市場特例」**です。



「卸売市場特例」の場合、「**買い手**」は卸売市場が発行する一定の書類で「**仕入税額控除**」を行うため、その農産物を生産した**農業者が「適格請求書発行事業者」か否かは関係ありません。**

そのため、卸売市場特例によって販売する場合については、農業者が**適格請求書発行事業者でなくても、取引上不利にはならないので安心してください。**





次に、農産物直売所を介した販売について考えてみましょう。

(5) 農産物直売所の取引

直売所へ出荷した農産物は、直売所の店舗のレジを通して一般消費者や事業者へ販売されます。

ＪＡの直売所であっても「無条件委託」「共同計算」ではないので「**農協特例**」が**使えません**。

また、卸売市場を通していないので「**卸売市場特例**」も**使えません**。

さらに厄介なことに、レジを通過する際に、お客様の買い物籠の中には、「店舗で仕入れた商品」と「**農業者が出荷した商品**」が混在しますので取引が複雑になります。

これらを踏まえたうえで、**基本的な対応方法は以下の３パターン**が想定されます。

農産物等を出荷する**店舗がどの方法を採用するかにより、農業者への影響が異なります**。

- ①媒介者特例方式
- ②消化仕入方式
- ③事業者対応特別方式



どうのこと？
3パターンは何が違うの？

(注意) あくまでも「想定される３パターン」であり、実務ではこの①～③以外でインボイス対応する店舗がある可能性もあります。
また、①～③の方式の名称は、本資料で説明するうえでの名称です（広く一般に通用する名称というわけではありません）。

各方式の概要



① 媒介者特例方式

詳細な説明は
P28～P31参照



適格請求書の発行を求めるお客様についてのみ、お買い上げ内容の中に農業者が販売委託した農産物等がある場合は、「媒介者特例」を使い、委託者（農業者）に代わって媒介者（JA農産物直売所）がお客様に適格請求書を発行する。



② 消化仕入方式

詳細な説明は
P32～P33参照



全てのお客様に対して、お買い上げ内容の中に農業者が販売委託した農産物等がある場合は、当該農産物等を、JA農産物直売所が一旦買い取り（仕入れる）、同時に、JA農産物直売所が適格請求書を発行してお客様に販売する。



③ 事業者対応特別方式

詳細な説明は
P34～P35参照



適格請求書の発行を求めるお客様についてのみ、お買い上げ内容の中に農業者が販売委託した農産物等がある場合は、その農産物等を、JA農産物直売所が一旦買い取り（仕入れる）、同時に、JA農産物直売所が適格請求書を発行してお客様に販売する。

各方式の比較

		メリット	デメリット
①媒介者 特例方式	店舗		●適格請求書が必要なお客様に対して個別対応する必要（手間）
	出荷者	●適格請求書発行事業者である出荷者の適格請求書は J A が代理発行してくれる ●適格請求書発行事業者でない出荷者であっても精算金額に影響はない（ただし課税事業者のお客様から選ばれにくい面はある）	
	お客様		●適格請求書の発行を求めるお客様は、店舗に対して個別に発行を依頼する必要 ●適格請求書発行事業者でない出荷者の農産物等については適格請求書もらえない
②消化仕入 方式	店舗	●全てのお客様に適格請求書を発行するので、適格請求書の発行に関して個別対応する必要がない（手間がかからない）	●出荷者との契約形態を「委託販売」から「買取販売」に変更するため、再度、契約書を締結しなおす必要。
	出荷者		●適格請求書発行事業者である出荷者は、店舗に対して適格請求書を発行する必要 ●適格請求書発行事業者でない出荷者の農産物については、店舗が仕入れ税額控除できないため、店舗は買取価格を消費税相当分安く設定し、出荷者への精算額を下げる可能性がある
	お客様	●全てのお客様が適格請求書の交付を受けられる（適格請求書が必要ある・必要なしにかかわらず）	
③事業者対応 特別方式	店舗		●適格請求書が必要なお客様に対して個別対応する必要（手間）
	出荷者		●適格請求書発行事業者である出荷者は、店舗に対して適格請求書を発行する必要 ●適格請求書発行事業者でない出荷者の農産物については、店舗が仕入れ税額控除できないため、店舗は買取価格を消費税相当分安く設定し、出荷者への精算額を下げる可能性がある
	お客様		●適格請求書の発行を求めるお客様は、店舗に対して個別に発行を依頼する必要

J A 農産物直売所が①媒介者特例方式を採用する場合、店舗・お客様にはデメリットがありますが、J A 農産物直売所のお客様の多くは適格請求書を必要としない消費者であることを踏まえれば、デメリットは限定的と考えられます。

一方で、J A 農産物直売所の出荷者の多くは適格請求書を発行できない免税事業者であることを踏まえれば、出荷者の精算額に影響が出ないことが重要と考えます。

特に、取扱商品の多くが仕入品であるスーパーマーケット等は②消化仕入方式を採用する可能性が高いですが、そうすると、スーパーマーケット等にインショップ出荷する免税事業者は精算額が下がる可能性が高いので、①媒介者特例方式を採用する J A 農産物直売所に出荷先を変えることも期待できます。

J A 農産物直売所が②消化仕入方式を採用する場合、店舗・お客様にはメリットがありますが、そもそもお客様の多くが適格請求書を必要としない消費者だとすれば、メリットは限定的と考えられます。

適格請求書が必要ないお客様まで含めて、わざわざ適格請求書を発行することで、出荷者の多くを占める免税事業者の精算額が下がることは、J A 農産物直売所の運営目的である「農業者の農産物を有利販売すること」に反します。

なお、J A 農産物直売所が③事業者対応特別方式を採用する場合、メリットはあまり考えられません。

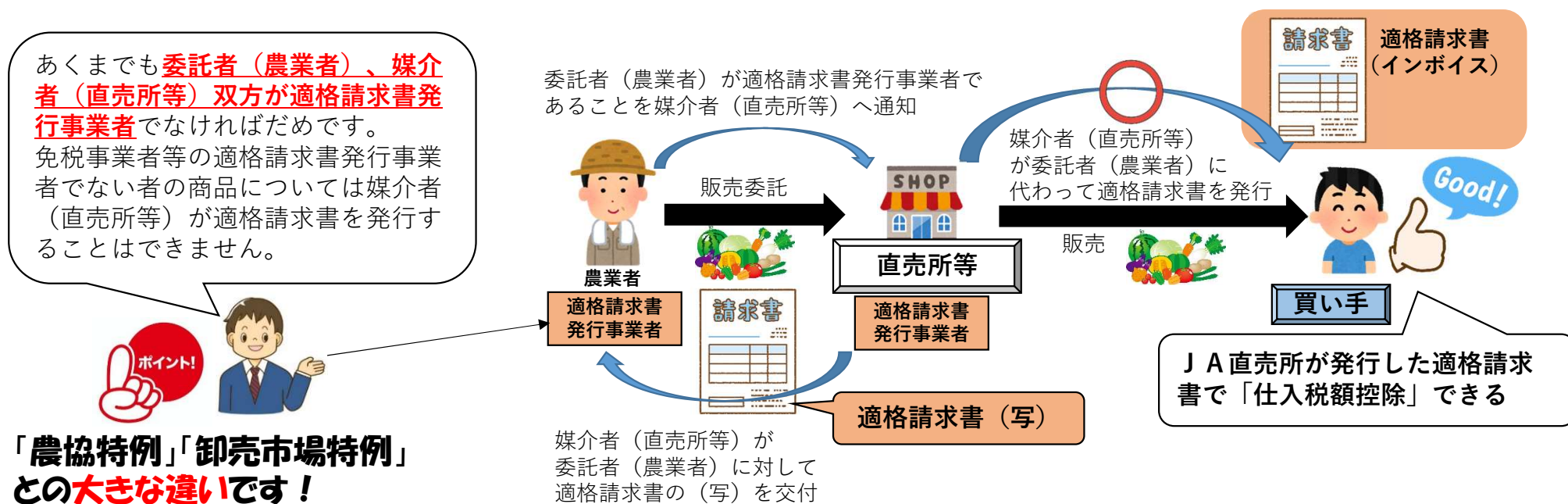


以上を踏まえ、J A 農産物直売所では、「①媒介者特例方式」を採用することが最良と考えます。

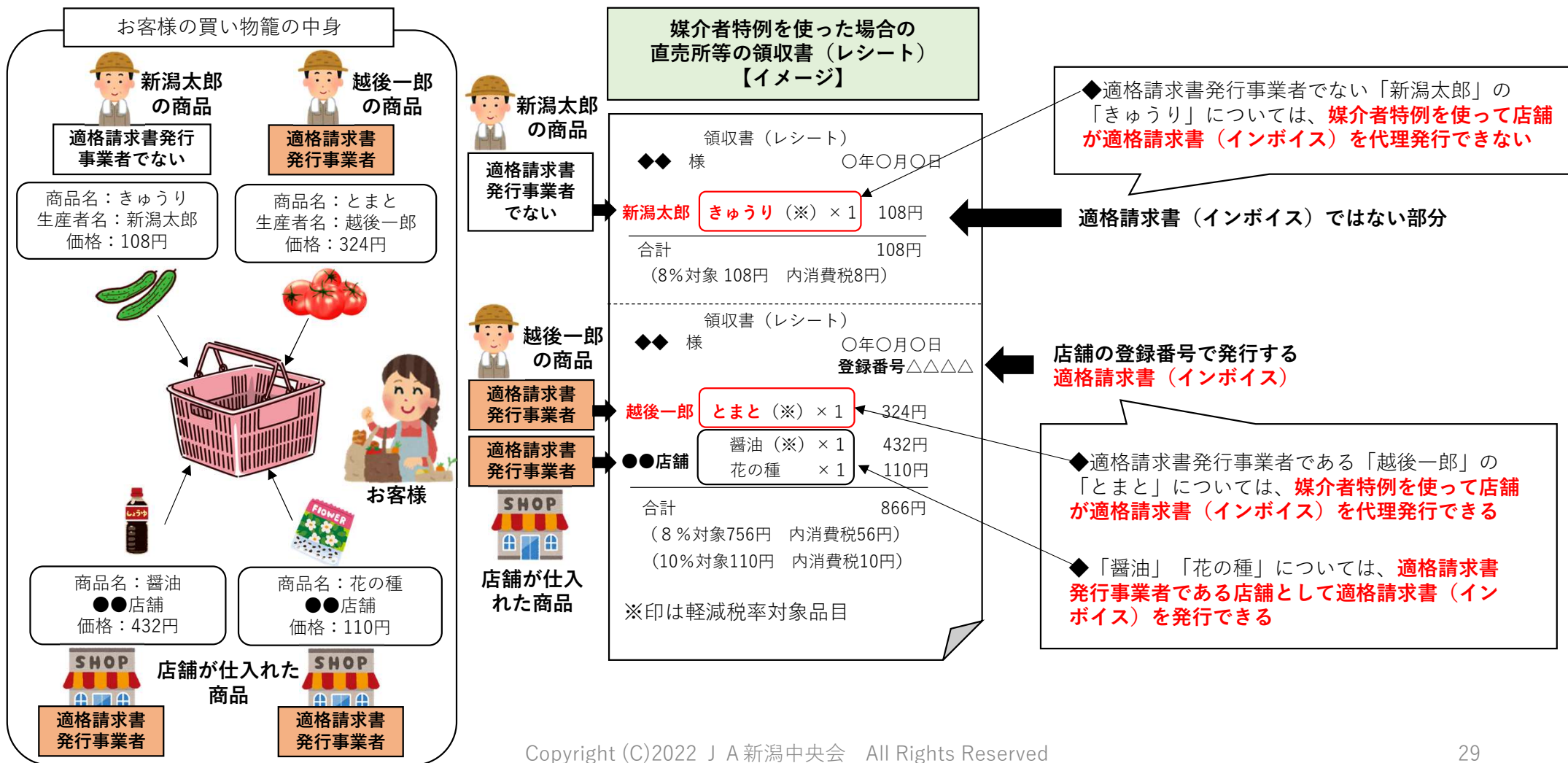
(注) 全 J A において①媒介者特例方式の採用を強制するわけではありません。店舗の状況に応じて②消化仕入れ方式、③事業者対応特別方式を採用することも1つの選択肢です。

①媒介者特例方式

委託者（農業者）が、媒介者（直売所等）を介して行う取引の場合、**委託者・媒介者双方が適格請求書発行事業者である場合**には、**委託者に代わって媒介者が**、媒介者の登録番号を記載した**適格請求書を発行**することができます。これが「**媒介者特例**」です。

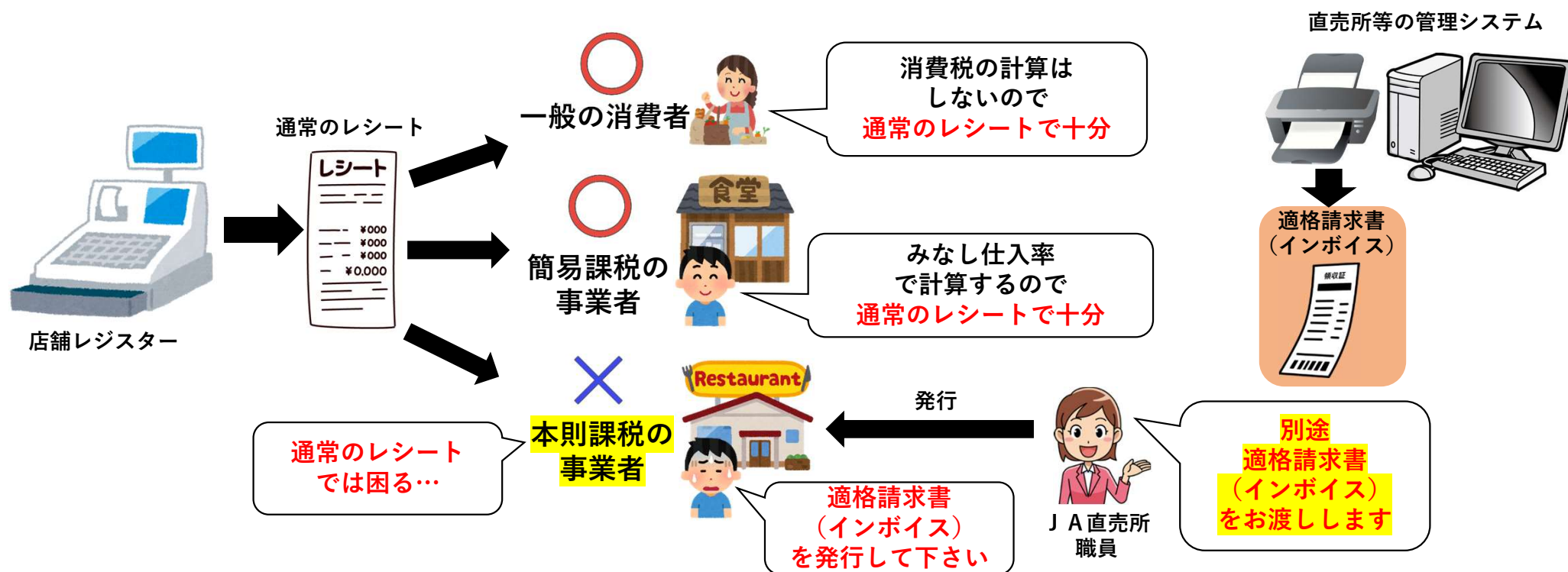


お客様の買い物籠の中には様々な商品が入っていますので、**この媒介者特例方式を採用する店舗の場合、請求書や領収書（レシート）の記載は複雑なもの**になることが想定されます。

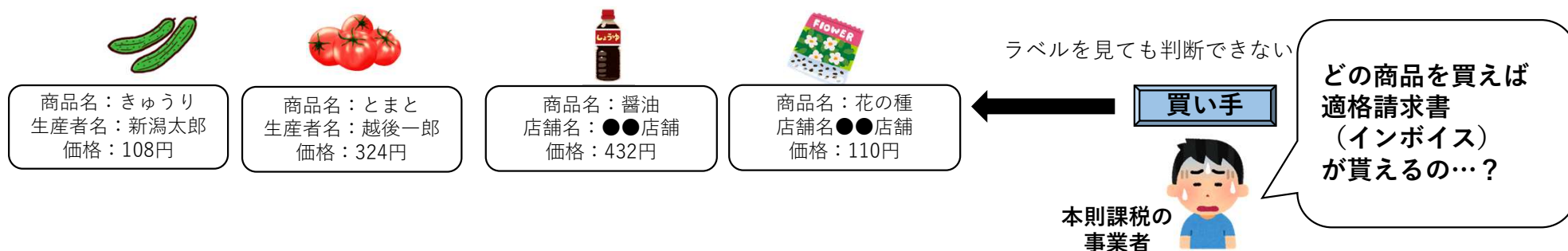


ただし、直売所やスーパーのお客様の多くは、一般の消費者や小規模事業者（簡易課税・免税）であり、**適格請求書を求めるお客様（本則課税の事業者）は限定的**であると想定されます。

このような複雑な記載のレシートを全てのお客様に発行することは現実的ではありません。
そのため、レジスターでは、一旦、通常のレシートを発行し、適格請求書（インボイス）を求めるお客様には、別途、適格請求書（インボイス）を作成することが現実的な対応です。



ここで、1つ問題点があります。**本則課税の事業者のお客様**が、農産物等を購入する場合、商品ラベルを見ても「**どの農産物等が適格請求書発行事業者の商品か？**」判断できません。



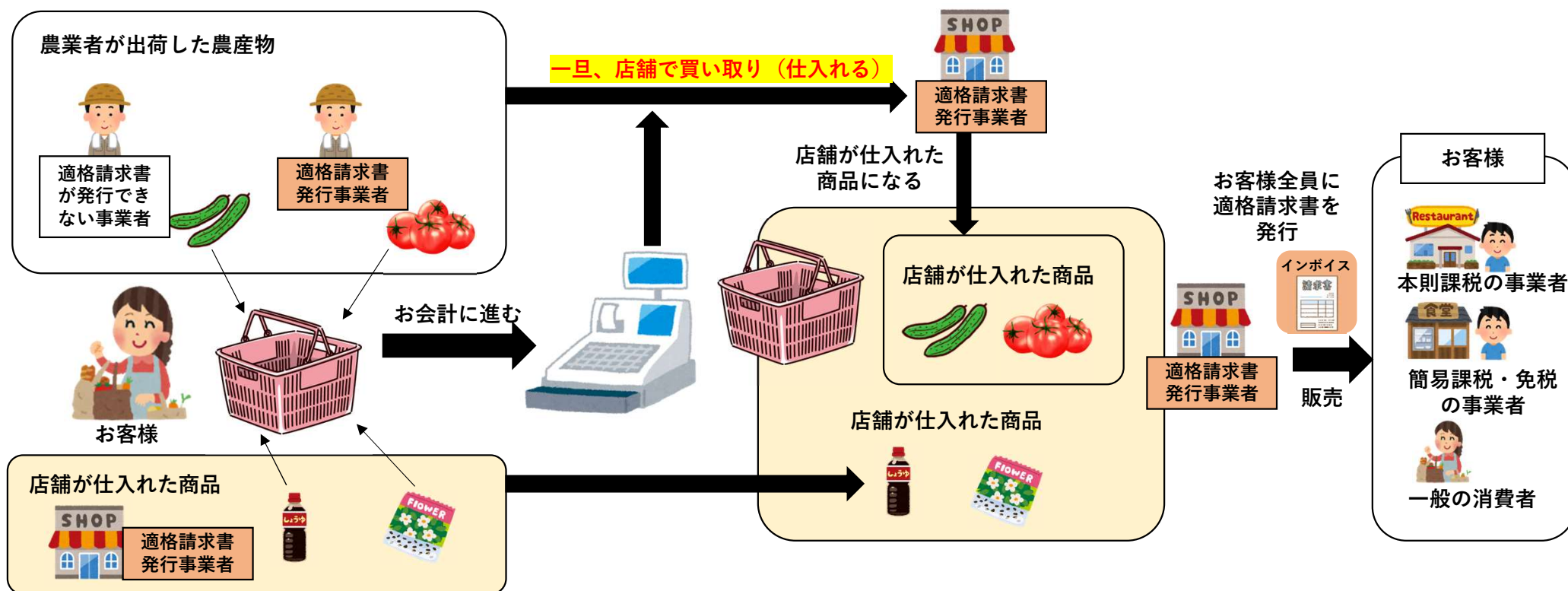
そのため、**適格請求書発行事業者の商品**について、**商品ラベルに何らかの印（例えば★印など）**を付すなどの対応と併せて、店内に掲示する等の方法で、**本則課税の事業者であるお客様に対して、その商品が適格請求書発行事業者の商品である旨を周知**するなどの対応が必要と考えられます。



②消化仕入方式

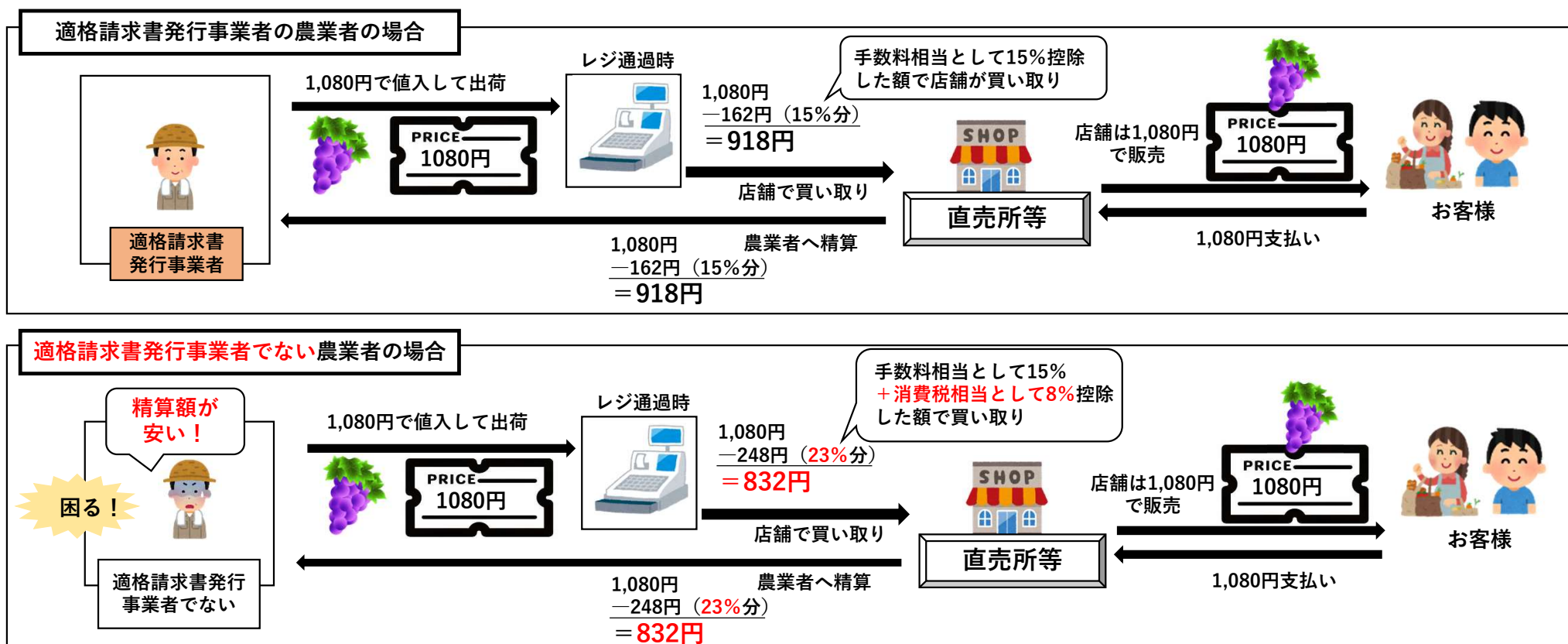
レジでお客様が代金支払いをする際に、買い物籠の中に農業者が出荷した農産物等がある場合は、その農産物等を、一旦、店舗が買い取り（仕入れる）、それと同時にお客様に販売します。

こうすることで、お客様の買い物籠の中の商品は全て「店舗」の商品として販売することになるため、店舗の登録番号を記載した適格請求書を発行することができます。これが「消化仕入方式」です。



ここで、1つ問題点があります。適格請求書発行事業者でない農業者が出荷した農産物等を店舗が買い取る（仕入れる）場合、店舗側は仕入税額控除が出来ません。

そのため、店舗としては、適格請求書発行事業者でない農業者からは、消費税額分安く買い取ることが想定されます。適格請求書発行事業者でない農業者への精算額が消費税分安くなる可能性があるということです。

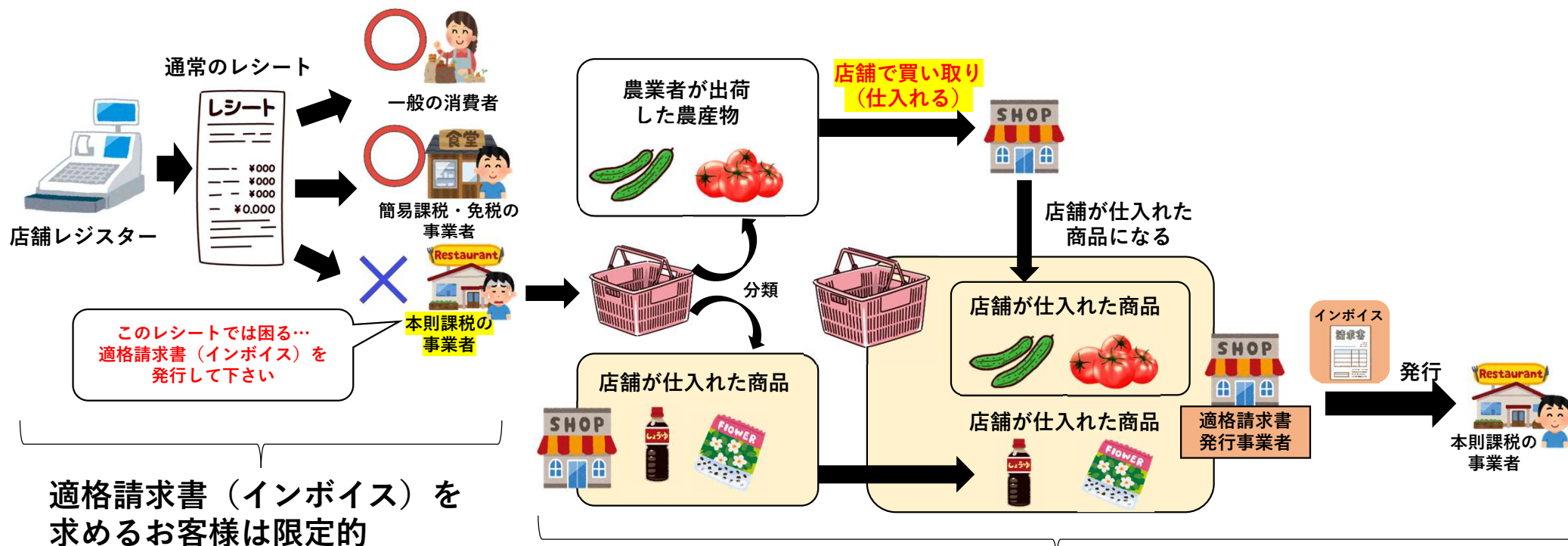


(注意) 適格請求書発行事業者でない農業者からの買取価格を消費税分安くするか否かは店舗の判断です。
実際には買取価格を消費税分安くしない（店舗が消費税分を負担する）ケースもあるかもしれません。

③事業者対応特別方式

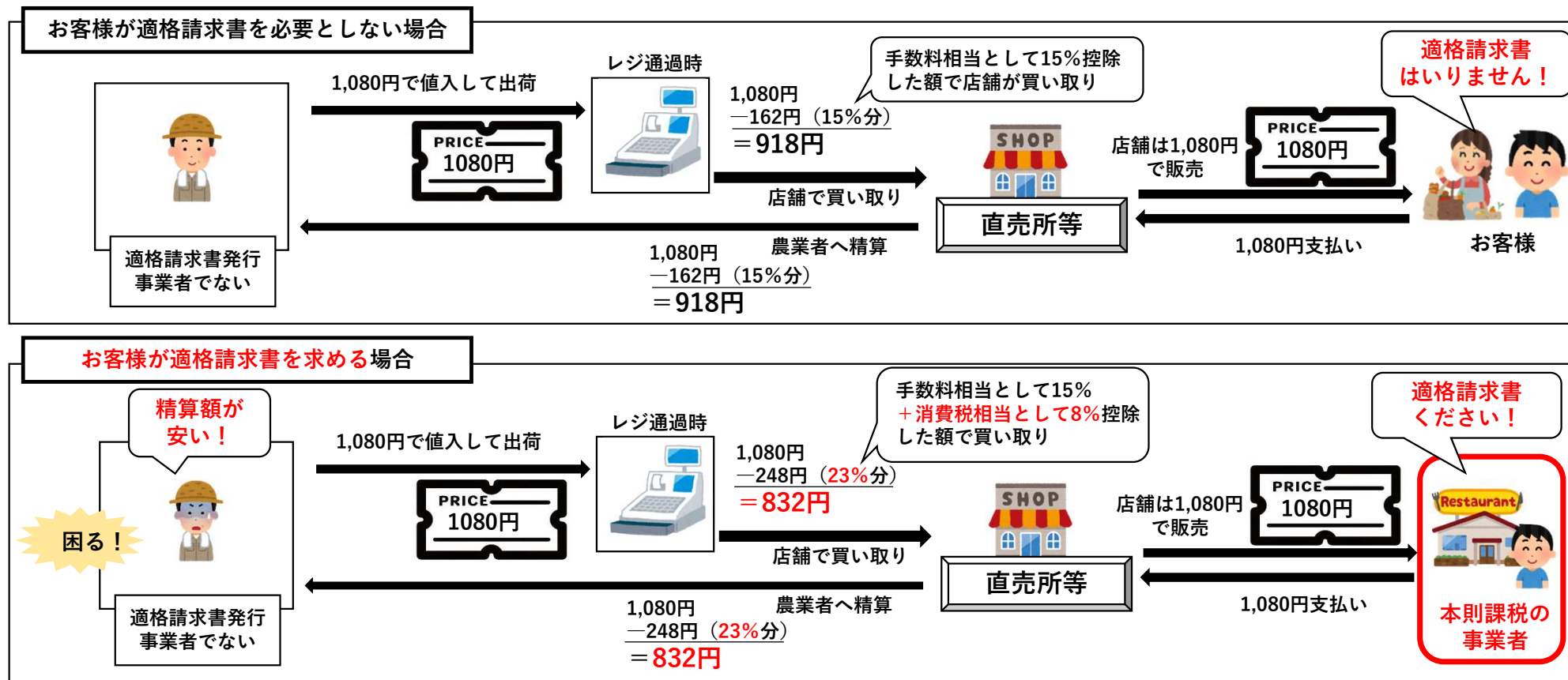
レジスターでは、一旦、通常のレシートを発行し、適格請求書（インボイス）を求めるお客様には、別途、適格請求書（インボイス）を発行します。

ただし、適格請求書（インボイス）を求めるお客様に対しては、買い物籠の中に農業者が出荷した農産物等がある場合は、その農産物等を、一旦、直売所等が買い取り（仕入れる）、それと同時にお客様に販売します。この部分についてのみ消化仕入方式と同じで、お客様を限定した消化仕入方式となります。



この部分は消化仕入方式と同じ

この方式の場合、**一部のお客様にしか適格請求書を発行しない**ので、**全てのお客様に適格請求書を発行する消化仕入方式の場合と比べれば、適格請求書発行事業者でない農業者への影響は限定的**です。



(注意) 適格請求書発行事業者でない農業者からの買取価格を**消費税分安くするか否かは店舗の判断**です。
実際には買取価格を消費税分安くしない（店舗が消費税分を負担する）ケースもあるかもしれません。

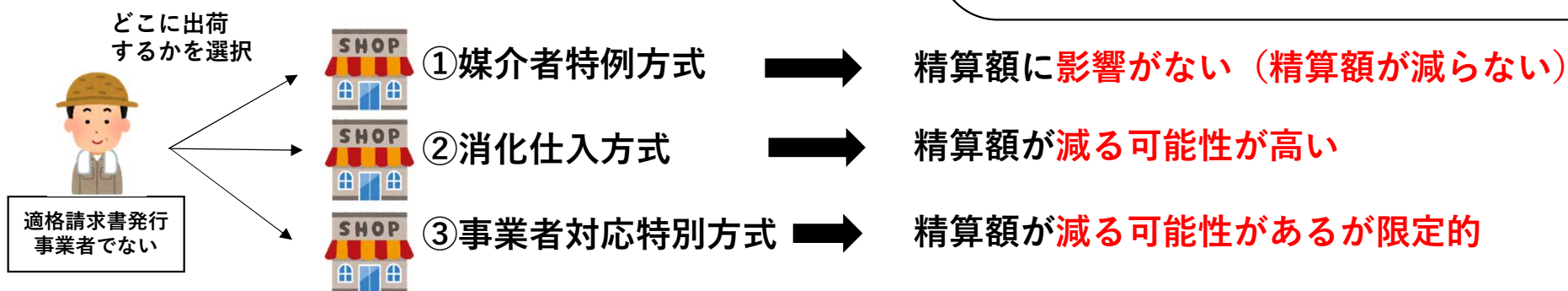


店舗側はイロイロな対応を考えるんだね。
結局のところ、農業者はどんな対応をすればよいの？



まずは、自分が農産物等を出荷する店舗が、
どんなインボイス対応をするのかを確認することが大切です。

特に、適格請求書発行事業者でない農業者については、自分の精算額に影響が少ない
店舗を選択することがポイントです。



（注意） あくまでも「想定される3パターン」であり、実務ではこの①～③以外でインボイス対応する店舗がある可能性もあります。
また、①～③の方式の名称は、本資料で説明するうえでの名称です（広く一般に通用する名称というわけではありません）。

（注意） 適格請求書発行事業者でない農業者からの買取価格を消費税分安くするか否かは店舗の判断です。
実際には買取価格を消費税分安くしない（店舗が消費税分を負担する）ケースもあるかもしれません。

補足説明

① J A 全中の共同運用システム「ASP型ふるさと」導入店舗

すでに媒介者特例法式でのシステム改修に着手済みです。これに伴う J A の費用負担はありません。
(令和4年11月18日「J A 農政営農担当部課長会議」、令和4年11月21日「ふるさと利用 J A 会議」で説明済み)

ただし、店舗独自でカスタム開発した機能について、今回の税制改正が影響する部分がある場合は、別途追加経費が発生する場合があります（詳しくは佐賀電算センターへ問い合わせ）

② それ以外の店舗

いずれの方式を採用するにしても現在使用しているシステム会社に、個別にシステム改修を相談してください。

なお、媒介者特例方式の場合、適格請求書発行を求められるケースがほとんどない店舗ならば、適格請求書発行を求められた都度、適格請求書発行事業者である出荷者の農産物等を選別し、手書きで適格請求書を発行する対応も1つの選択肢です。（即時発行でなくとも、後日発行も認められています）

店舗の客層を踏まえ、適格請求書発行を求められるケースがどの程度あるのか、費用対効果を考えて、どの方式で対応するか、システム改修をするか、手書きで対応可能か、慎重に検討してください。

(6) 家畜市場への影響について

○免税事業者である繁殖農家の場合

- ・セリ価格は消費税抜きの金額で入札され、落札後10%の消費税を加算して買い付け人の支払額になります。
- ・買い付け人は、適格請求書発行事業者である出荷者から購入した分のみ、仕入税額控除ができます。
- ・従って、**適格請求書を発行できない事業者（免税事業者等）の出荷分は入札価格が低く抑えられる可能性があります。**
- ・なお、食肉市場での枝肉の販売委託は卸売市場特例の対象です。



- ・現在、**免税事業者の方は、あえて適格請求書発行事業者（課税事業者）を選択すること**もご検討ください。
- ・手取り額の比較イメージ（簡易課税の場合）

<免税事業者のままの場合>（540,000円で入札されたと仮定）

手取り額 **594,000円**（入札額540,000円＋消費税相当額54,000円）

<適格請求書発行事業者となり簡易課税を選択した場合>

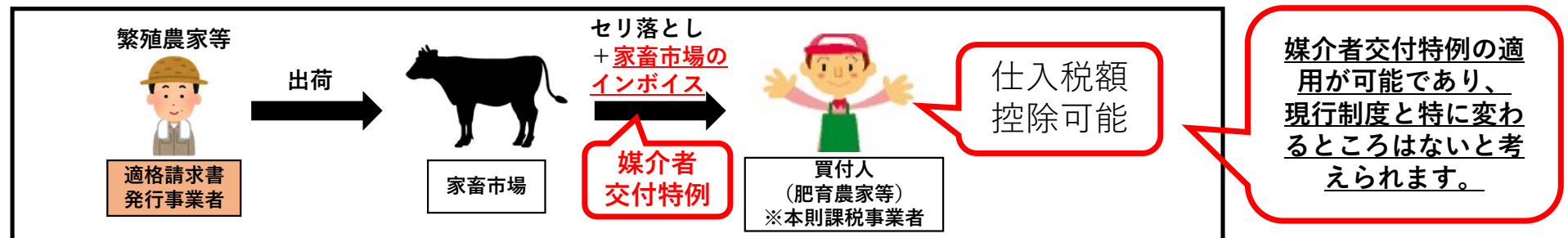
手取り額 **642,000円**（入札額600,000円＋消費税相当額60,000円－消費税納税額18,000円）

60,000円－60,000円×みなし仕入れ率70%で計算

※実際に入札額が引き下げられるかは否かは買い手によりケースバイケースです。

○課税事業者である繁殖農家の場合

- ・家畜市場における取引は媒介者交付特例が適用されます。
- ・買い付け人は家畜市場が発行するインボイスで仕入税額控除が可能です。
- ・従って適格請求書発行事業者の登録をすれば、現行制度と特に変わるところはありません。



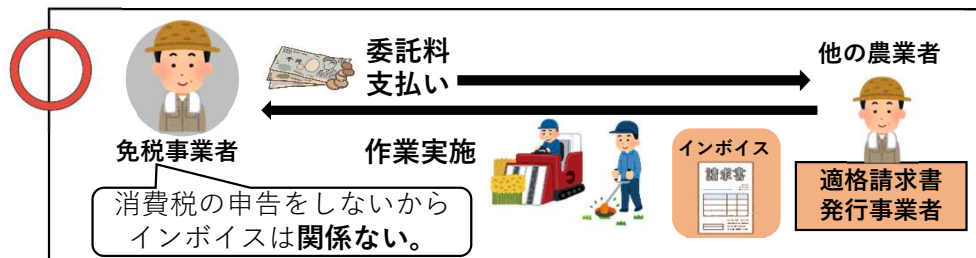
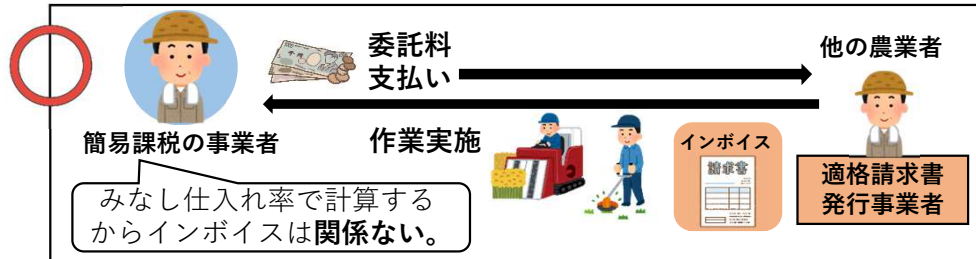
- ・セリ参加者に対し出荷者の情報（適格請求書発行事業者か否か）を示す必要があるため、出荷者から適格請求書発行事業者の登録の有無をあらかじめ伝えていただく必要があります。



次に、農産物等の販売以外の様々な取引について考えてみましょう。

(7) 農作業の委託

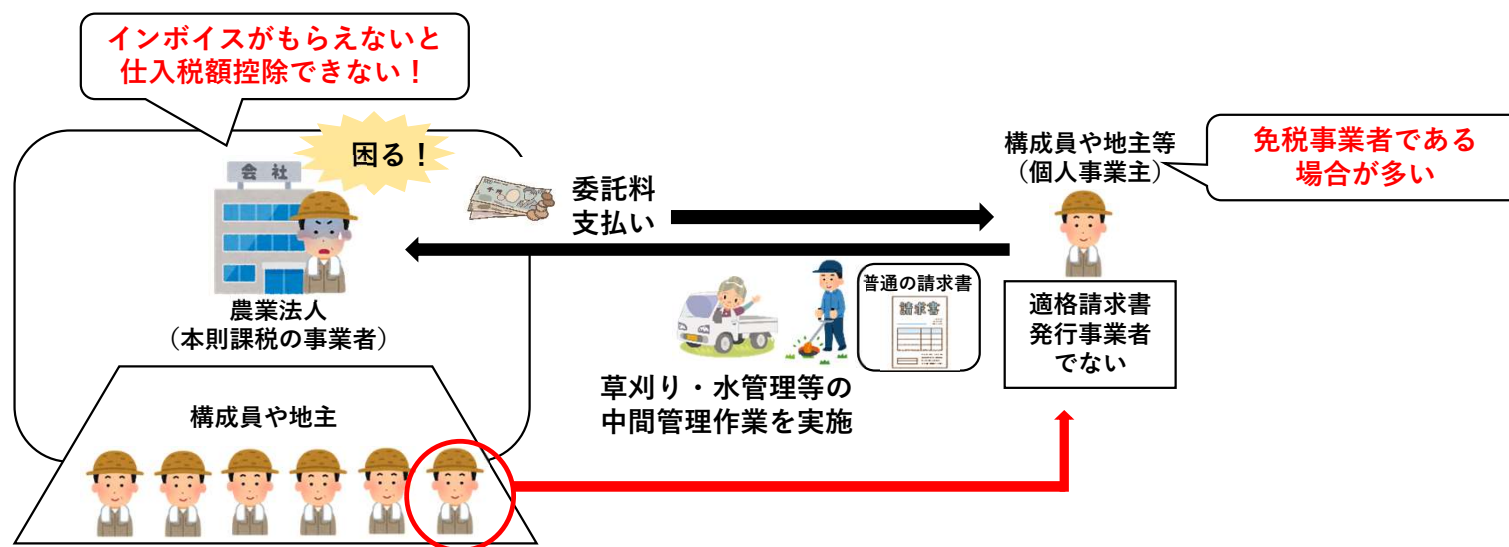
農業経営では、他者に一部の農作業を委託する場合があります。



特に、**複数の農業者が集まって設立した農業法人**では、構成員や地主等の個人へ、**草刈り・水管理等の中間管理作業を委託する場合**が多いです。

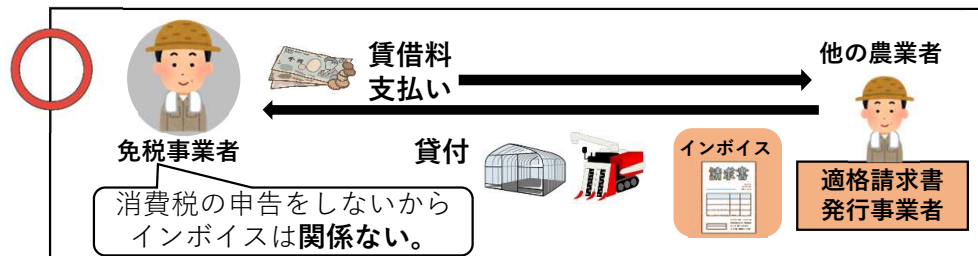
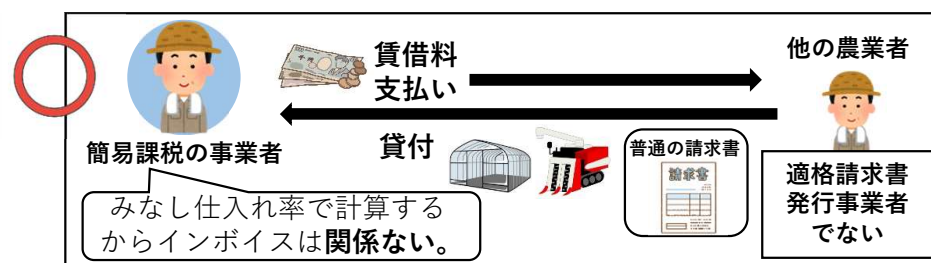
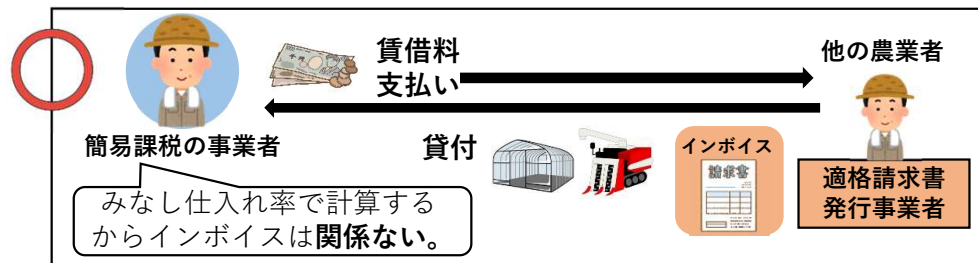
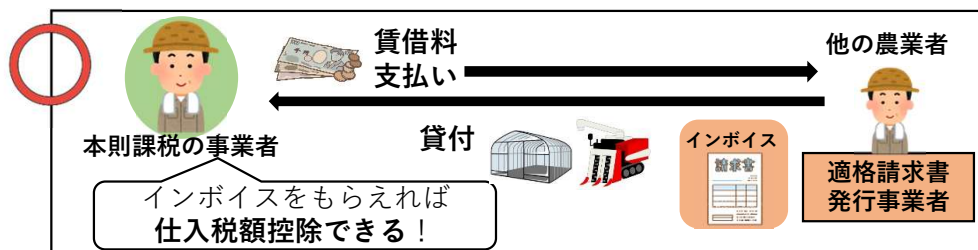
作業を委託する法人側は、適格請求書（インボイス）を必要とする本則課税の事業者、一方、作業を受託する構成員や地主側は適格請求書発行事業者になれない免税事業者である場合が多いです。

そのため、**法人側は仕入税額控除が出来ず、経費負担が増すことが想定**されます。



(8) 農業機械・施設等の借り入れ

農業経営では、他者から農業機械や施設を貸してもらう場合があります。

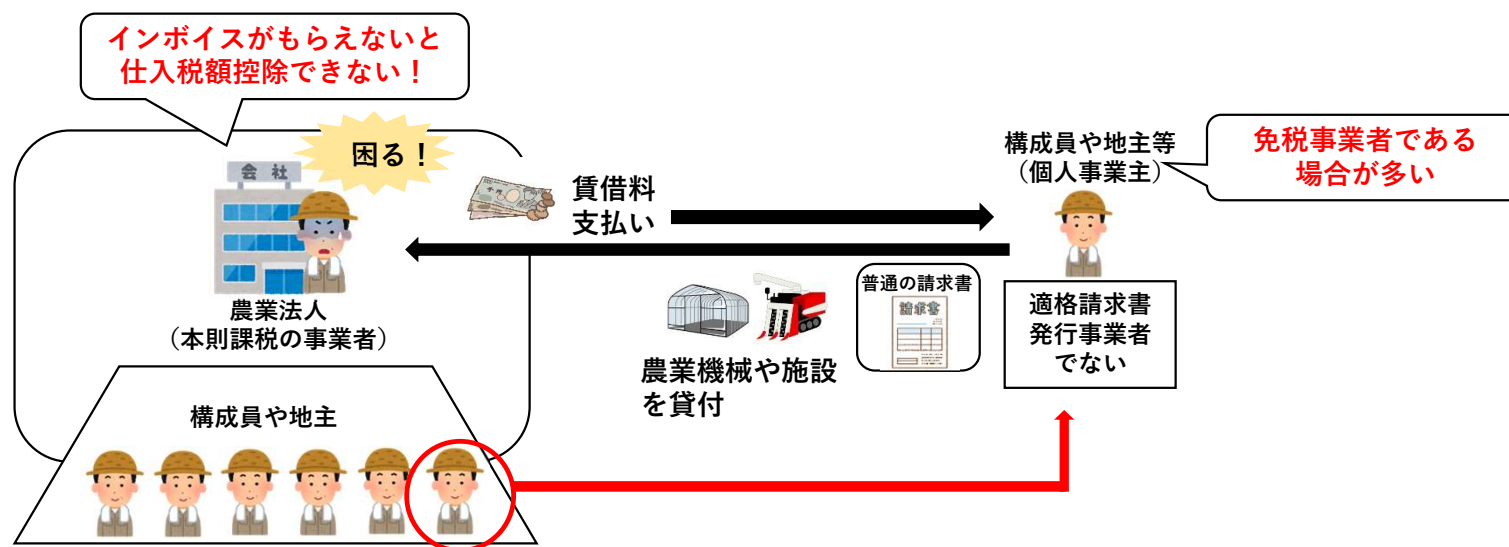


なお、農地の借り入れに係る「**地代**」は消費税が「**非課税**」ですので関係ありません。

特に、**設立初期の農業法人**では、設立当初から自社所有の農業機械や施設をフル装備することは困難であるため、当面の間は**構成員や地主等が所有する農業機械や施設を借りる場合**が多いです。

農業機械や施設を借りる法人側は、適格請求書（インボイス）を必要とする本則課税の事業者、一方、農業機械や施設を貸す構成員や地主側は適格請求書発行事業者になれない免税事業者である場合が多いです。

そのため、**法人側は仕入税額控除が出来ず、経費負担が増すことが想定**されます。



(注) ただし、設立初年度～2年度目までは免税事業者である農業法人が多いです。

(9) 従事分量配当制の農事組合法人への影響

農事組合法人では、組合員の労務の対価を「給料」ではなく「従事分量配当」で支払う法人（これを「従事分量配当制」と呼ぶ）があります。

「給料」は消費税不課税ですので仕入税額控除できませんが、**「従事分量配当」は消費税の課税仕入れとして仕入税額控除が出来ます。**これが**従事分量配当制の農事組合法人の最大のメリット**です。

株式会社等（イメージ）			
		金額	消費税
収入	農産物売上	4,320万円	320万円
	交付金等	680万円	不課税
支出	肥料・農薬・資材等経費	3,300万円	300万円
	給料	1,320万円	不課税
剰余金		380万円	
次期繰越		380万円	

【消費税計算】
 $320\text{万円} - 300\text{万円} = 20\text{万円}$
 仕入税額控除

納税額 20万円

納税

【税務署】

従事分量配当制の農事組合法人（イメージ）			
		金額	消費税
収入	農産物売上	4,320万円	320万円
	交付金等	680万円	不課税
支出	肥料・農薬・資材等経費	3,300万円	300万円
	給料	0円	不課税
剰余金		1,700万円	
剰余金処分（従事分量配当）		1,320万円	120万円
次期繰越		380万円	

【消費税計算】
 $320\text{万円} - (300\text{万円} + 120\text{万円}) = 0\text{万円}$
 仕入税額控除

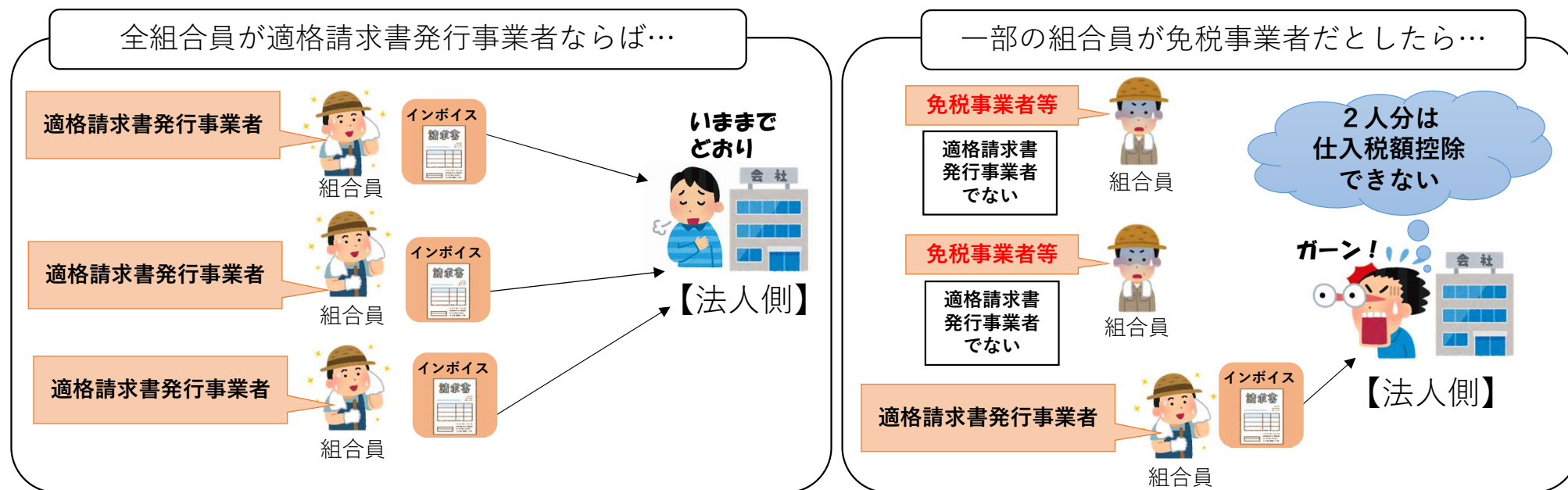
還付額 100万円

還付

【税務署】

しかし、インボイス制度が始まると、**法人側が従事分量配当を仕入税額控除**するためには、従事分量配当を受け取る**組合員が法人に対して適格請求書（インボイス）を交付**しなければいけなくなります。

仮に、**適格請求書発行事業者でない組合員がいる場合**は、法人は、その組合員へ支払った従事分量配当に係る適格請求書（インボイス）が得られませんので、**法人の税務上のメリットが減る**ということです。



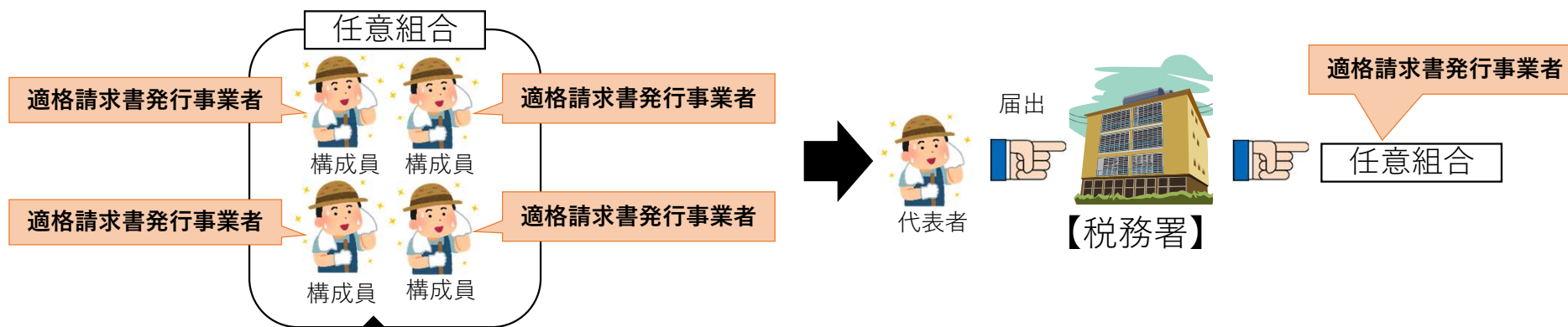
相手が適格請求書発行事業者でない免税事業者等との取引について、影響を緩和するには、例えば、「作業委託費、農機等賃借料、従事分量配当等の仕入税額控除不可分の見直し」「免税事業者の適格請求書発行事業者への登録」等、今後の対応について、経過措置も踏まえ、税理士にも確認しながら話し合いを進めることが重要です。

(10) 任意組合の取引への影響

農業では、複数の農業者が集まって、任意組合（機械利用組合、転作組合、生産組合等）として活動する場合があります。

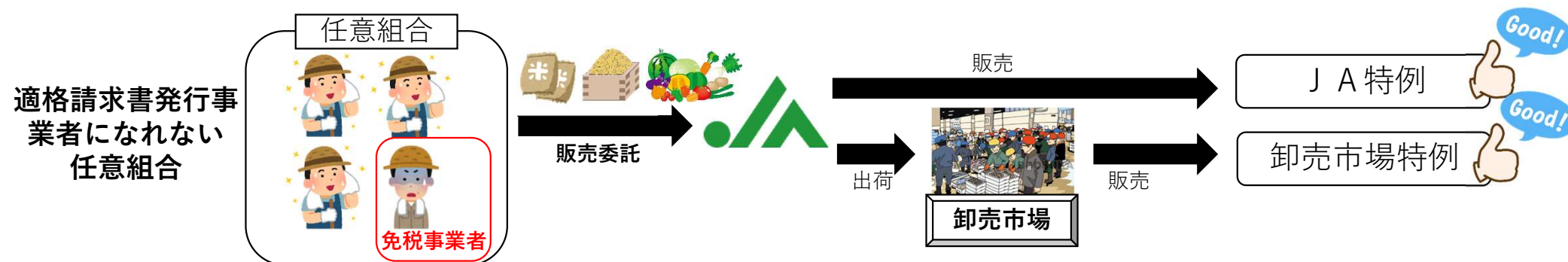
この場合、法人格のない任意組合が適格請求書発行事業者として登録できるか否か？がポイントになります。

任意組合が適格請求書を発行するためには、構成員全員が適格請求書発行事業者で、かつ、業務執行組
合員等の代表者が税務署に届け出しなければいけません。

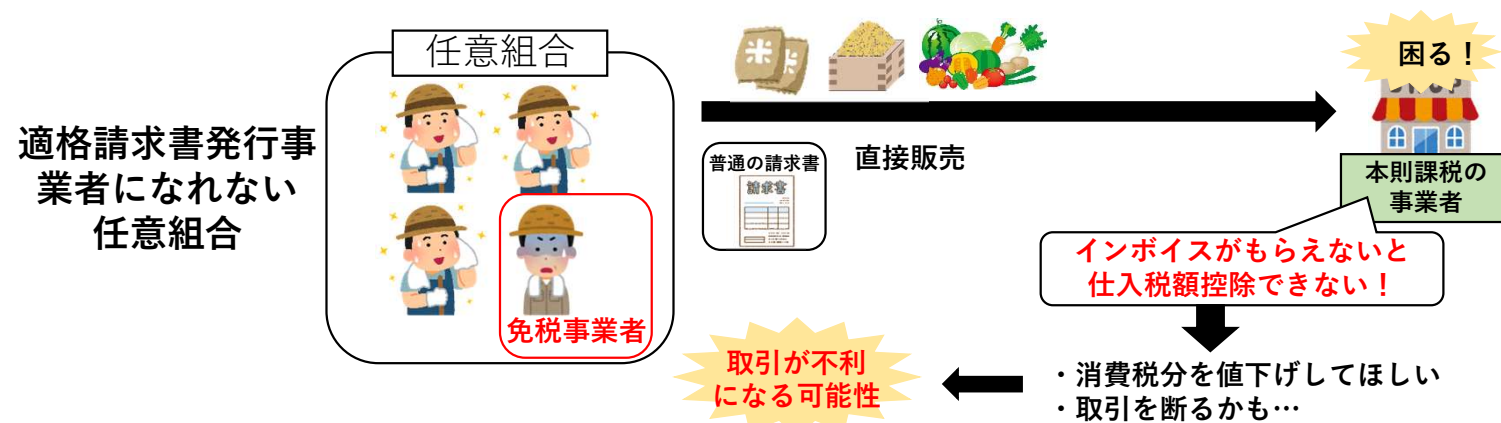


残念ながら、任意組合は小規模な農業者を中心に組織している場合が多いので、構成員全員が適格請求書発行事業者になっているのはレアケースであると考えられます。

任意組合名義で農産物の販売を行う場合、「JAに販売委託すれば「農協特例」「卸売市場特例」により、任意組合で適格請求書（インボイス）を発行できなくとも問題ありません。」

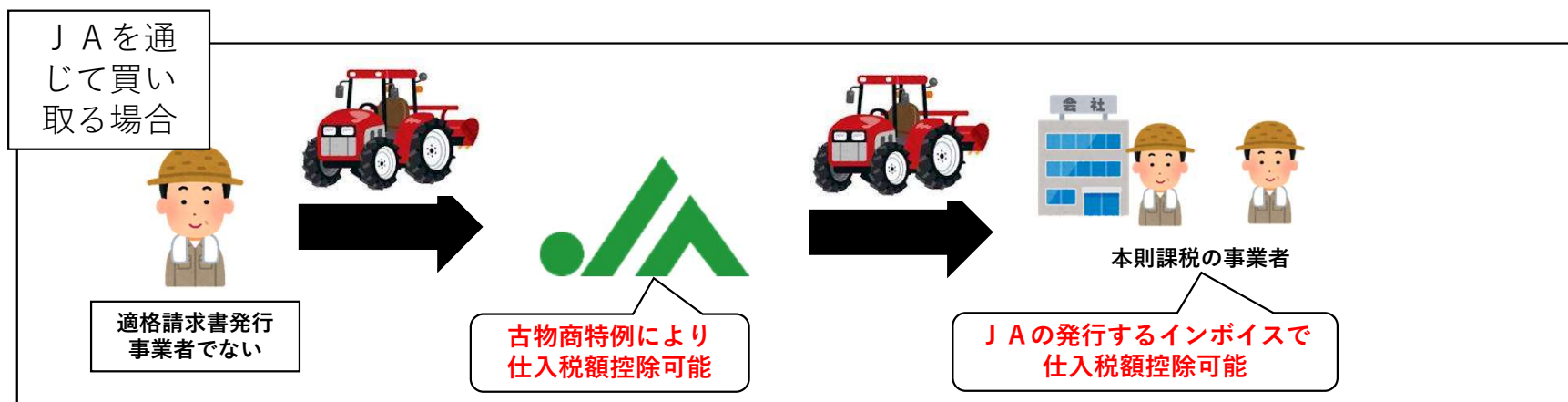
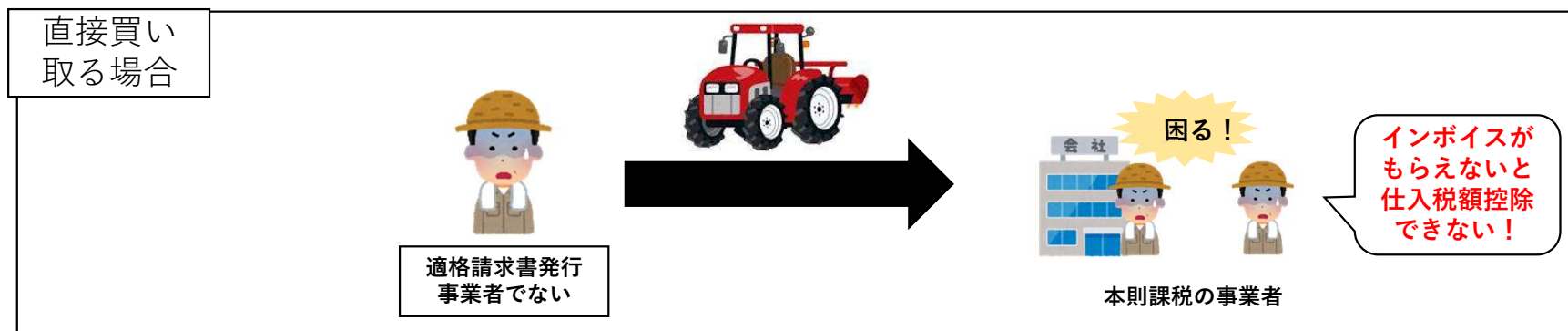


ただし、任意組合名義で、「直接販売する場合は留意が必要」です。
取引相手が本則課税の事業者である場合は適格請求書（インボイス）を求められることが想定されます。



(11) 中古農機を買取

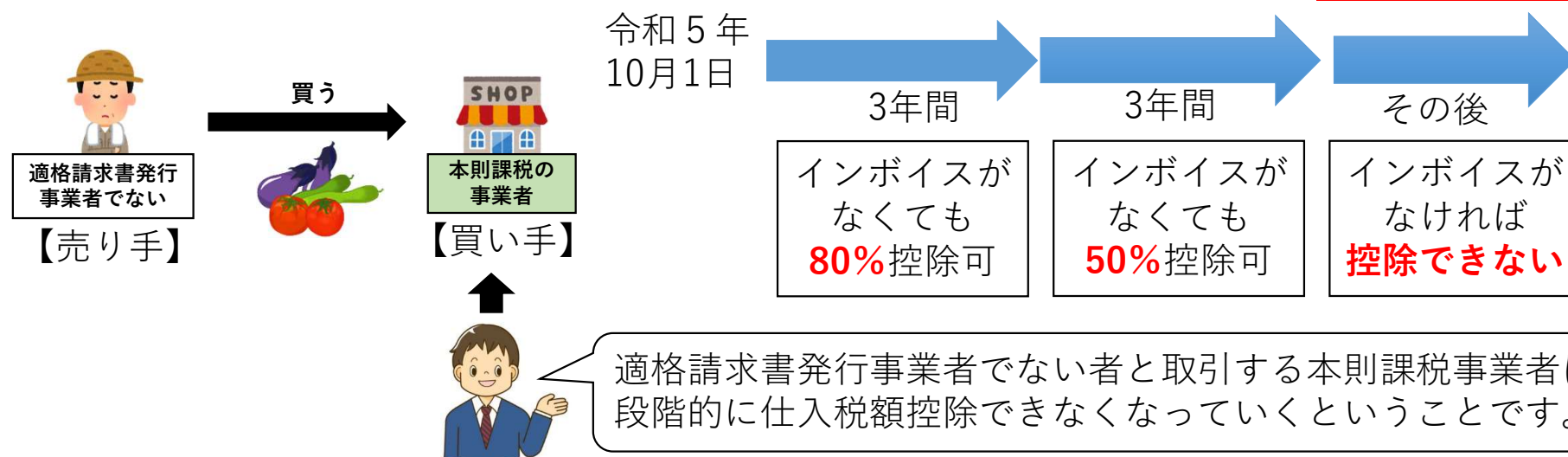
- ・ 免税事業者等からの農機を買取は、仕入税額控除ができなくなります。
- ・ 古物商の許可を取っているJAの農機センターを通じて購入すれば、**古物商特例の適用により仕入税額控除が可能になります**。法人化や事業継承といった場面で買い取る場合には活用が見込まれます。
※ JAにおける手数料を考慮する必要があります。



4. 経過措置と今後の対応

令和5年10月1日のインボイス制度導入から「買い手」側には一定期間は税額計算の特例が措置されます。

適格請求書発行事業者でない事業者からの課税仕入について、
インボイス制度導入後3年間は「仕入税額相当額の80%を控除できる」
その後3年間は「仕入税額相当額の50%を控除できる」
という特例が設けられます。



※本属課税事業者は、この経過措置の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨（80%控除、50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要です。



今後それぞれがとるべき対応は以下の通りです。

令和3年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請が始まっています。

インボイス制度が導入される**令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則、令和5年3月31日までに登録申請手続を行う必要があります。**（困難な事情がある場合は令和5年9月30日までに提出）

※それ以降も登録申請は可能ですが、登録には一定の期間を要します。

本則課税の
事業者



- 仕入先が適格請求書発行事業者であるかに留意する。
- 取引相手から貰った適格請求書をきちんと**保存する**。
- 適格請求書発行事業者になるための**登録をする**。

自分が「仕入税額控除」するため

取引相手から求められた時のため

簡易課税の
事業者



- 適格請求書発行事業者になるための**登録をする**。

取引相手から求められた時のため

免税事業者



- 適格請求書発行事業者になる（課税事業者になる）か否かを慎重に検討する。**
 - ・自分の販売（取引）相手は適格請求書を必要とする事業者なのか否か。相手が一般の消費者、免税事業者、簡易課税事業者である場合、また、農協特例や卸売市場特例の適用を受ける取引もインボイスの交付は不要です。
 - ・適格請求書発行事業者に登録すると、登録日以降の取引について消費税の納税義務が生じるため、消費税計算、納税が必要となります。（令和5年10月1日登録であれば令和5年分は10月1日～12月31日までの3か月分）
 - ・登録日から最低2年間は免税事業者に戻ることはできません。
 - ・簡易課税制度を選択する場合は、登録日の属する課税期間中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

参考

免税事業者のインボイス対応検討イメージ

【農産物の販売先の割合（例）】



全て J A へ出荷	
J A へ出荷	自分で消費者に販売
J A へ出荷	小規模な事業者 (免税・簡易課税) に販売
J A へ出荷	媒介者特例方式の 直売所等へ出荷
J A へ出荷	本則課税の事業者へ販売
J A へ出荷	媒介者特例方式以外の 直売所等へ出荷



J A へ出荷した農産物は、基本的に「農協特例」「卸売市場特例」で対応します

免税事業者のままでも問題ありません。

「本則課税の事業者へ販売」する部分について取引上不利になる可能性があります。（注1）
「課税事業者になる」又は「J A へ出荷する」ことで影響を回避できます。

「直売所等へ出荷」する部分について取引上不利になる可能性があります。（注2）
「課税事業者になる」又は「媒介者特例方式の直売所へ出荷する」ことで影響を回避できます。

（注1）「本則課税の事業者へ販売」する場合の取引上不利になる可能性は、あくまでも一般論としての「可能性」です。
買い手側がどのような対応をするかは個々の取引条件によりケースバイケースです。

（注2）「媒介者特例方式以外の直売所等へ出荷」する場合の取引上不利になる可能性は、あくまでも一般論としての「可能性」です。
直売所等が農業者からの買取価格を消費税分安くするか否かは店舗の判断でケースバイケースです。